常 任 理 事 会 会 議 次 第

とき　令和6年12月19日(木)　午前10時30分

ところ　長建ビル　会議室

1. 開　会

2. 会 長 挨 拶

3. 議　事

［報告事項］

(1)　青年部会　活動報告について(当日配布)　…………………………　資料No.1

(2)　令和6年度第3回建設政策委員会について　………………………　資料No.2

(3)　令和6年度女性部会現場見学会について　…………………………　資料No.3

(4)　令和6年度第2回「技術力の確保・向上分科会」について　…………　資料No.4

(5)　第46回「維持管理・危機管理分科会」について　……………………　資料No.5

(6)　令和6年度第2回「施工・品質確保分科会」について　………………　資料No.6

(7)　けんざかか茂範氏の長野県訪問について(当日配布)　………………　資料No.7

(8)　新入社員研修受講者等在籍者調査について　……………………　資料No.8

(9)　燈(AKARI)の講演会について　…………………………………　資料No.9

(10)　会員異動について　………………………………………………　資料No.10

(11)　行事予定について(当日配布)　…………………………………　資料No.11

(12)　その他

・常任理事会研修旅行(精算)について

4. 閉　会

資料 No.1

令和６年度 青年部会 第３回第１委員会 議事録

日　時：令和６年 12 月５日　13:30～15:30
場　所：長建ビル ３階会議室
出席者：福原副会長、大月特任理事、岩下常任理事、青木経理次長
　　　　北澤部会長、原第一委員長、上野幹事、村山幹事、田仲幹事
議事録作成：岩下

１．大月特任理事より
・１月２９日の建設部との意見交換会での提言内容について、しっかりと討議し項目を決定してほしい。
２．北澤部会長より
・建設部との意見交換会では、全体で 10 項目の提言を行うよてい。
・ゼロカーボンで 2～3 項目提言を行ってほしい。
３．会議議事
１）令和６年度 ゼロカーボンアンケートについて
□昨年度の提言内容を踏まえて今年度提言内容について打ち合わせる。
①の提言について
・昨年の提言について、ゼロカーボンへの取組は会社の規模と対応内容が比例しており、中小企業が加点することは困難。
・あらためて、工事現場での対応であれば工夫次第で対応を行うことが可能。
・工事成績評定で加点することに要望を変えてはどうか。
②の提言について
・中温化アスファルト混合物は、製造時及び施工時の温度を約３０℃低減させることができ、Co2 の排出量は５～10%削減できると言われている。
・また、施工時の温度が３０℃低減することで、夏季施工の現場条件が改善されるメリットもあると考えられる。
・CO2 削減だけではなく、熱中症対策としても有効であることから、積極的に使用するべきと提言するのはどうか。
③その他の提言について
・ゼロカーボン事前アンケートを参考に、もう１項目設定することとする。
□アンケート〆切に向け再度呼びかけを行うこと。

２）令和６年度 協会 HP「ヤングマン」について
月毎の担当支部が決まっていますが、酒井さんとの調整等が難しいため、各地域の新建設新聞社担当と打合せを行うこととしている。
今後は、まとめてアップしていきたい。

令和６年12月11日

青年部会第３回全体会議議事録

日　時　令和６年12月11日(水)14：00より
場　所　長建ビル５階会議室

１．大月特任理事から
　建設部との意見交換会に向けた資料取り纏めを進めてほしい。
　ゼロカーボンアンケート　回答率100%に向け声掛けを。
２．各委員会から報告（14：05～15：40）

① 第１小委員会

《報告》

ゼロカーボンアンケート
・現在４４０社が回答済
・県への提言について
　1　現場での取り組みを工事成績評定にて加点を提案
　2　中温アスファルト混合物の使用を提案
　3　ICT施工について、下請施工も実績として認めてほしい（要望)。

《意見》

・工事成績評定について、具体的な項目を追記した方が良い。
・建築部門について
　1　長野県は県産材使用を推奨しているが進まないことについて
　2　ZEHを協会員（会社）が施行しない（できない）ことについて湯本幹事が取りまとめる。

② 第２小委員会

《報告》

・第４回建設フォトコンテスト　応募数53点。
・引き続き応募依頼を行いたい。
・意見交換会の議題について。
　1　担い手不足について。
　2　設計変更による工事の中止期間の取扱い等について。
　3　熱中症対策について。

③ 第３小委員会

《報告》

・中学校開催学習会について説明。

《意見》

・今後各支部で実施にあたり、独自に開催が可能となるよう教材やDVDを作成していきたい。

『意見交換会提案議題について』

★担い手不足　について

① 体験学習会開催の手ごたえについて

個別アンケート結果から生徒の意見を記載する。

その他提案内容に対する意見等無し。

② 体験学習会開催地の偏りについて

高校の新任教師を対象とした講習会を開催したことを追記。

③ 省力化工法の採用について

「施工承認ではなく設計変更を」と具体的に記載しては。

省力化の工法について、実情はどうなのかデータを収集し要望した方が良い。

④ 山間地の人材不足の課題について

危機感を感じていることを記載した方が良い。

★設計変更による工事の中止期間の取扱い等

① 経費の計上について

提案内容に対する意見無し

② 河川に絡む工事について

提案内容に対する意見なし

③ 仮設計画について

提案内容に対する意見無し

<u>◎意見交換会提案議題全般について、年内にまとめて1月上旬に県に提出することとする。</u>

資料No.2

令和６年度第３回建設政策委員会　会議次第

日時：令和６年11月25日（月）
13時30分～15時
場所：長建ビル５階会議室

１　開　　会

２　あいさつ

３　議事内容

（１）県からの伝達事項（第46回維持管理・危機管理分科会議題）
・建設工事等における低入札価格調査制度の見直しについて　…資料１
・総合評価落札方式における評価項目の見直しについて　…資料２

（２）協会からの伝達事項
・災害情報共有システムについて　…資料３
・除雪機械運転講習について　…資料４

（３）意見交換

４　そ の 他
次回、第４回委員会は２／１４開催予定

５　閉　　会

令和6年度　第3回建設政策委員会　出欠

日時：令和6年11月25日（月）13時30分～15時
場所：長建ビル　5F会議室

		氏　名	出欠	備考
担当副会長		深澤信治	○	
東信	南佐久	笹﨑俊一	○	
	佐久	大井康史	×	
	上小	甲田宗忠	○	代理：佐藤 公明
南信	諏訪	柿澤　充	○	
	伊那	守屋清志	○	
	飯田	竹村政英	○	
中信	木曽	砂山右近	○	
	松筑	大原　篤	○	
	安曇野	山本由美子	×	
	大北	傳刀宗久	○	
北信	更埴	若林幸一	×	
	須坂	北條將隆	○	
	中高	藏谷伸太郎	○	
	長野	原山大輔	○	
	飯山	江口秀行	○	
事務局	常務理事	岩下康之	×	
	労働安全部長	宮尾賢治	○	
	技術部長	川住淳一郎	×	
	主任	宮本由美子	×	

計

資料No. 3

長野建設業協会　女性部会主催

現場見学会 in 岡谷高架橋改良工事

工事名 ： 長野自動車道(特定更新等)岡谷高架橋改良工事(平成30年度)
発注者 ： 中日本高速道路株式会社 八王子支社
施工者 ： 鹿島建設株式会社・株式会社富士ピー・エス特定建設工事共同企業体
工期 ： 令和4年11月19日～令和11年10月12日(2520日間)
開催日 ： 令和 6年11月26日(火) 10時00分開始
意見交換会会場: ライフプラザマリオ　岡谷市長地権現町3-2-45　0266-28-8740

タイムスケジュール表

参加者 50名

時間	内容		担当者	所要時間(目安)
9:40	集合 岡谷市 ライフプラザマリオ	・東信ブロック他の方 ライフプラザマリオで南信からのバス(葵交通)へ乗車 ・北信からのバスは直接現場展示館へ		
9:45		南信からのバス 意見交換会会場→展示館へ		15分
10:00	開会(大会議室)	担当副会長挨拶	依田副会長	5分
		部会長挨拶	小宮山部会長	5分
		挨拶・現場施工状況の説明	現場担当者	35分
10:45	現場見学(上部工見学→見学用マイクロバスに乗車)	・A班 上部工見学→下部工見学 10:45 A班バス乗車・出発 10:50～11:20上部工見学 11:30 展示館へ戻る 11:40～12:15 下部工・展示館見学 ・B班 下部工見学→上部工見学 10:45～11:30 下部工・展示館見学 11:30 B班バス乗車・出発 11:35～12:05上部工見学 12:15 展示館へ戻る	現地での説明、質疑応答	90分
12:15		全体質疑等	現場担当者	15分
		お礼・感想等	吉村副部会長	
12:30	工事全景見学	集合写真の撮影		15分
12:45	移動	展示館→意見交換会会場	中型バス×2台	15分
13:00	昼食	(意見交換会会場)		60分
14:00	意見交換会	・見学現場の感想等(ｸﾞﾙｰﾌﾟ討議)	永原総務部長	60分
15:00		アンケートの記入		15分
15:15	閉会	閉会挨拶・解散		

MEMO

令和6年度 女性部会現場見学会参加者名簿

令和6年11月26日（火）

No.	支部名	マリオ直行	葵交通	長野観光バス	見学班	意見交換	役職名	氏名	会社名	備考	バス乗車場所
1	本部	○			A	—	担当副会長	依田 幸光	㈱木下組	代表取締役	ライフプラザ マリオ
2	南佐久	○			A	2	—	井出 綾	畑八開発㈱	土木	
3	南佐久	○			A	1	—	瀬下 美紅	畑八開発㈱	土木	
4	南佐久	○			A	8	—	原田 千鶴	㈱黒澤組	土木（施工事務）	
5	南佐久	○			A	6	—	佐藤 愛美	㈱黒澤組	土木（施工事務）	
6	佐久	○			A	7	部会長	小宮山 弘子	㈱小宮山土木	土木	
7	佐久	○			A	5	—	栁澤 裕美	小林建設工業㈱	その他	
8	上小	○			A	6	部会員	石塚 夕起	㈱宮下組	その他	
9	上小	○			A	7	—	伊東 由香	東部開発㈱	その他	
10	伊那		○		A	3	—	井澤 あかり	㈱宮坂組	土木	伊那支部
11	伊那		○		A	2	—	小澤 伊奈美	宮下建設㈱	土木	
12	伊那		○		A	1	—	長谷川 幸美	㈱福美建設	土木	
13	伊那		○		A	8	部会員	矢澤 稚希	伊那支部事務局	事務	
14	飯田		○		A	7	—	望月 純子	神稲建設㈱	建築	飯田支部
15	飯田		○		A	6	—	井原 仁美	木下建設㈱		
16	飯田		○		A	5	—	松村 麻紀	木下建設㈱		
17	飯田		○		A	4	—	熊谷 友紀	伊賀良建設㈱		
18	飯田		○		A	3	—	工藤 美咲	北野建設㈱		
19	木曽		○		A	8	部会員	奥田 亜美	奥田工業㈱	その他	伊那支部
20	木曽		○		A	1	—	白澤 眞智子	大林工業㈱	その他	
21	木曽		○		A	4	—	鈴木 奈穂子	大林工業㈱	その他	
22	松筑			○	B	7	部会員	中原 佳代	㈱大原建設	その他	松筑支部
23	松筑			○	B	6	—	籠田 しおり	清沢土建㈱	その他	
24	大北			○	A	5	部会員	倉科 里絵	㈱相模組	土木	
25	大北			○	A	5	—	浅野 光里	㈱相模組	土木	
26	大北			○	A	4	—	片桐 加代	金森建設㈱	その他	
27	大北			○	A	3	—	越山 恭子	金森建設㈱	その他	
28	須坂			○	B	4	部会員	勝山 和子	㈱北條組	土木	長建ビル
29	須坂			○	B	2	—	宮本 玲	㈱北條組	土木	
30	須坂			○	B	1	—	長岩 小春	㈱北條組	土木	
31	須坂			○	B	2	—	武田 成美	マツナガ建設㈱	土木	
32	須坂			○	B	7	—	矢坂 麻由	マツナガ建設㈱	その他	
33	中高			○	B	3	部会員	荒井 加代子	㈱下田土建	土木他	
34	中高			○	B	6	—	長谷川 由香	中野土建㈱	土木	
35	中高			○	B	5	—	風間 美奈子	㈱塩川組	土木	
36	長野			○	B	2	副部会長	吉村 亜美	飯島建設㈱	建築	
37	長野			○	B	4	—	野本 侑里	川中島建設㈱	土木	
38	長野			○	B	3	—	石谷 真耶	北野建設㈱	建築	
39	長野			○	B	8	—	小野塚 光子	高木建設㈱	建築	
40	飯山			○	B	1	部会員	児玉 真奈美	㈱サンタキザワ	その他	
41	飯山			○	B	8	—	柳澤 利江	㈱サンタキザワ	土木	
42	県協女性の会			○	B	7	—	加藤 佳苗	土尻川砂防事務所	課長補佐兼係長	
43	県協女性の会			○	B	4	—	漆谷 泉	北信建設事務所中野事務所	課長補佐兼係長	
44	県協女性の会			○	B	6	—	渡辺 朱佳子	長野建設事務所	課長補佐兼係長	
45	県協女性の会			○	B	5	—	高山 恵里花	長野建設事務所	技師	
46	県協女性の会			○	B	8	—	中谷 優希	長野建設事務所	技師	
47	県協女性の会		○		B	3	—	竹内 瑞穂	伊那建設事務所	技師	伊那支部
48	県協女性の会	○			B	2	—	小宮山 舞	木曽建設事務所	主任	ライフプラザ マリオ
49	県協女性の会	○			B	1	—	佐藤 歩実	松本建設事務所	技師	
50	事務局			○	B	—	担当事務局	永原 祐二	（一社）長野県建設業協会		長建ビル
	報道				B	—	—	栗原 直良	㈱新建新聞社		現場直行
		11	13	26							

令和6年度　女性部会現場見学会in岡谷
長野自動車道(特定更新等)岡谷高架橋改良工事

施工：鹿島建設㈱・㈱富士ピー・エス
特定建設工事共同企業体

48名参加

依田副会長挨拶

小宮山部会長挨拶

右:織田工事事務所長
左:道古工事主任

現場施工状況の説明(事務所内会議室)

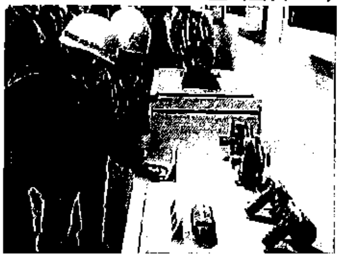
PR展示館の見学

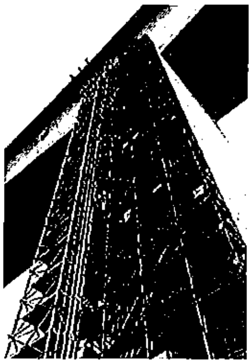
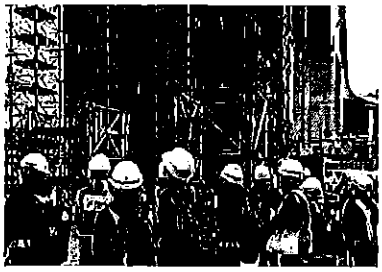
下部工見学

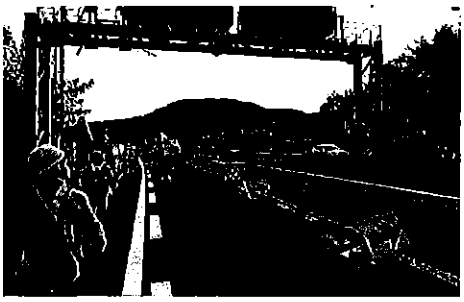

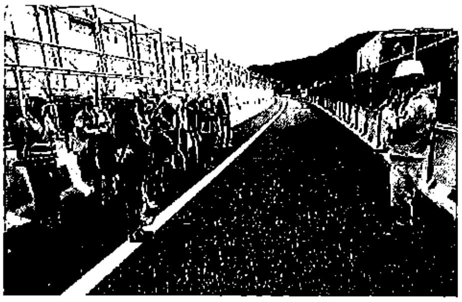
上部工見学

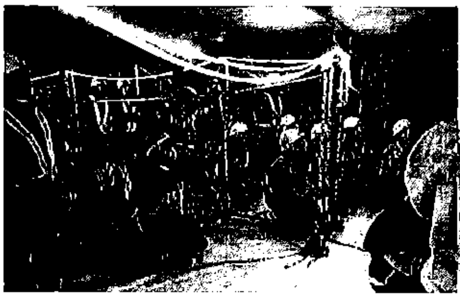
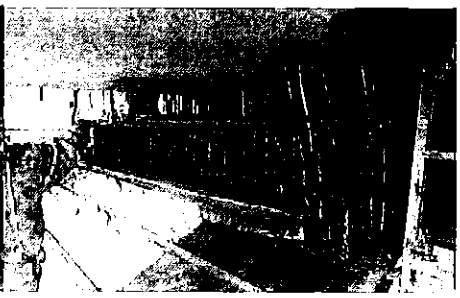
上部工の吊り足場内部

意見交換会(現場の感想)(岡谷市内：ライフプラザマリオ)

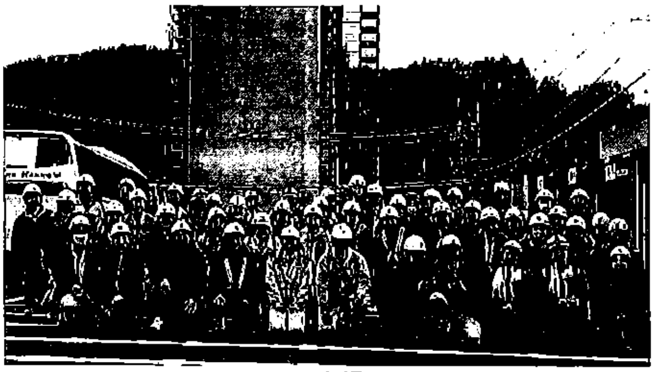
記念撮影

長野県建設業協会　女性部会　現場見学会アンケート　48名回答

R6.11.26　現場見学会 in 岡谷

（長野自動車道岡谷高架橋改良工事）

当てはまる番号に○をしてください

【あなたの職種は？】

①経営者　②事務職 29名　③技術職 17名　④技能職　⑤その他（営業 1・後方支援 1）

【本日の現場見学会について】

○現場についてはいかがでしたか？

①大変良かった 47名　②まあまあ良かった 1名　③あまり良くなかった　④良くなかった

○①②の回答の方にお聞きします「**どのようなところが良いと思いましたか？**」

・普段見ることのできない大きな現場を見学できたこと。（同意見 24）
・大規模な現場は初めて見たのですごい勉強になりました。（同意見 4）
・建設業に携わっていてもきっと見ることがないであろう現場を見ることができたので良かったです。
・同じ土木業なのに内容が違っていて驚きました。勉強になりました。
・自社の現場では見ることのできない難しい現場を見ることができ勉強になりました。新技術もとても勉強になりました。
・県発注以外の現場を見る機会はなかなかないので良い経験になりました。
・ずっと興味があったので実際に見学させてもらい大変良かった。

・女性技術者の方が丁寧に教えてくれて良かったです。（同意見 4）
・道古さんの説明が分かり易く、もっと話を聞きたいと思いました。（同意見 3）
・女性の方が主任をやっていてすごくかっこ良かったです。(同意見 2)
・現場が女性の説明者だったところ（共感が持てた）

・現場がとても片付いていて安全対策がしっかりされていると感じました。（同意見 4）
・現場の安全面、技術面のいろいろな解説をしていただきとても興味深かったです。（同意見 2）
・日本の最新技術の現場を拝見することができ、建設業に携わる事の誇りを改めて感じられました。
・先端技術や材料等を学べて貴重な経験になったので良いと思いました。
・今まで写真でしか見てもいなかった作業を現場で見れて良かった。（床版やクラックの補修など）
・工夫した足場や橋の下の構造が見れてとても良かったです。
・吊り足場というものに初めて乗りました。
・普通に工事を行う事がとても大変なことがよく分かった。

○③④の回答の方にお聞きします「**どのようなところが良くないと思いましたか？**」

・回答者なし

【今後の現場見学会について】

○今後の現場見学会について、どのような現場を見学したいですか？

①土　木・今回のような規模が大きく普段見学できないような現場（同意見 6）

・トンネル工事（同意見 6）・リニア工事（同意見 6）・大きな現場（同意見 5）

・ICT、CIM を使用、活用している現場（同意見 2）・ダム工事（同意見 2）

・特殊な工法を使った現場（同意見 2）・今回の現場の分岐部分の施工時に見たい。

・砂防工事・新規道路工事・橋・防波堤

・諏訪湖 SA にスマートインターができるそうなので工事があれば見てみたい。

②建　築・歴史的建造物改修（同意見 2）・ビル建築（同意見 2）・大型商業施設（同意見 2）

・音楽ホール・巨大ビル解体・古民家再生工事・住宅の現場・伝統的な工法、リノベーション等・内装工事なども見たい・松本運動公園・宮大工さんの仕事

③その他・ドローンを使った現場見学・仏像建築・行けるところはどこでも。

【長野県建設業協会女性部会について】

・女性部会の今後の活動に期待するもの、取り組んでほしい事はありますか？

①ある　１７名　　②ない　２名　　③わからない　２９名

○①の回答の方は、どんな事を期待、又は取り組んでほしいか、ご記入ください

・今回のような現場見学会や交流を深められる会（同意見 6）

・若年、女性の活躍の PR をもっとしてほしい。（同意見 2）

・学生への「女性でも働けるんだ」というように興味を持ってもらったり意見を聞いたりできる会

・女性技術者の活躍している現場

・是非(参加者の)いろいろな意見を聞きたいです（部会員なので）

・小規模でも良いので交流会みたいなことをしてみたい（お茶会、スポーツ大会、ゲーム大会とか）

・人手不足と言われているので興味を持ってもらえるような活動をしたいし、各会社さんではどういうことをしているのか教えていただきたいです。

・若い女性の方が出産後も建設業に従事していくためにはどうして行けば良いのか？

・既存の建物、古来日本の伝統工法を残すこと意識できる人材づくり

【上記の質問の他に本日の感想がありましたら、ご記入願います】

・他支部のいろいろな方と交流ができて本当に良かったです。（同意見 8）

・貴重な体験をありがとうございました。（同意見 3）

・いつも楽しい企画をしていただきありがとうございます。（同意見 2）

・今回のような大規模な現場を見ると大変勉強になり、気付くこともあると思います。（同意見 2）

・岡谷高架橋には興味があったので現場見学会に参加できて良かったです。

・現場事務所がとてもきれいで環境が良くなってきているのかなと感じた。

・とても感動しました。維持管理の大切さを感じました。

・今回のように説明してくれる方が女性技術者だと親しみやすくて良いと思います。

・女性の集まりで出た切実な意見を経営者の方たちにも周知していただきたい。

・お弁当の時お茶が欲しかった。（２）・名札があると良かったなと思いました。

工事概要 | 1 |

全体平面図

工事概要

工事名	長野自動車道(特定更新等) 岡谷高架橋改良工事(平成30年度)
発注者	中日本高速道路株式会社　八王子支社
受注者	鹿島建設株式会社・株式会社富士ピー・エス 特定建設工事共同企業体
工期	2022年11月19日～2029年10月12日 (2520日間)

項目	工種	数量	備考
耐震対策工	橋脚等補強工	20基	RC巻立て(一部UHPFRC基部補強)、せん断補強炭素繊維
	PC桁補強工	約5,000m²	せん断補強炭素繊維
	耐震装置工	1式	落橋防止構造、変位制限装置、段差防止構造、支承改良、制振ダンパー等
橋梁改良工	橋脚断面修復工	約80m³	断面修復工、表面保護工
	PC桁断面修復工	約40m³	断面修復工、表面保護工、外ケーブル補強、PCグラウト再注入
	床版改良工	約20,000m²	床版上面のUHPFRC打替え、PC鋼材突出対策工
	壁高欄取替工	約3,000m	落下物防止柵取替工
	床版取替工	約900m²	岡谷ジャンクション橋
	鋼桁補強工	約20t	塗替塗装工
	付属物改良工	1式	伸縮装置交換、排水装置取替工、検査路、照明設備等
	コンクリート片はく落防止対策工	約18,000m²	
	モニタリング設備設置工	1式	光ファイバセンサー等

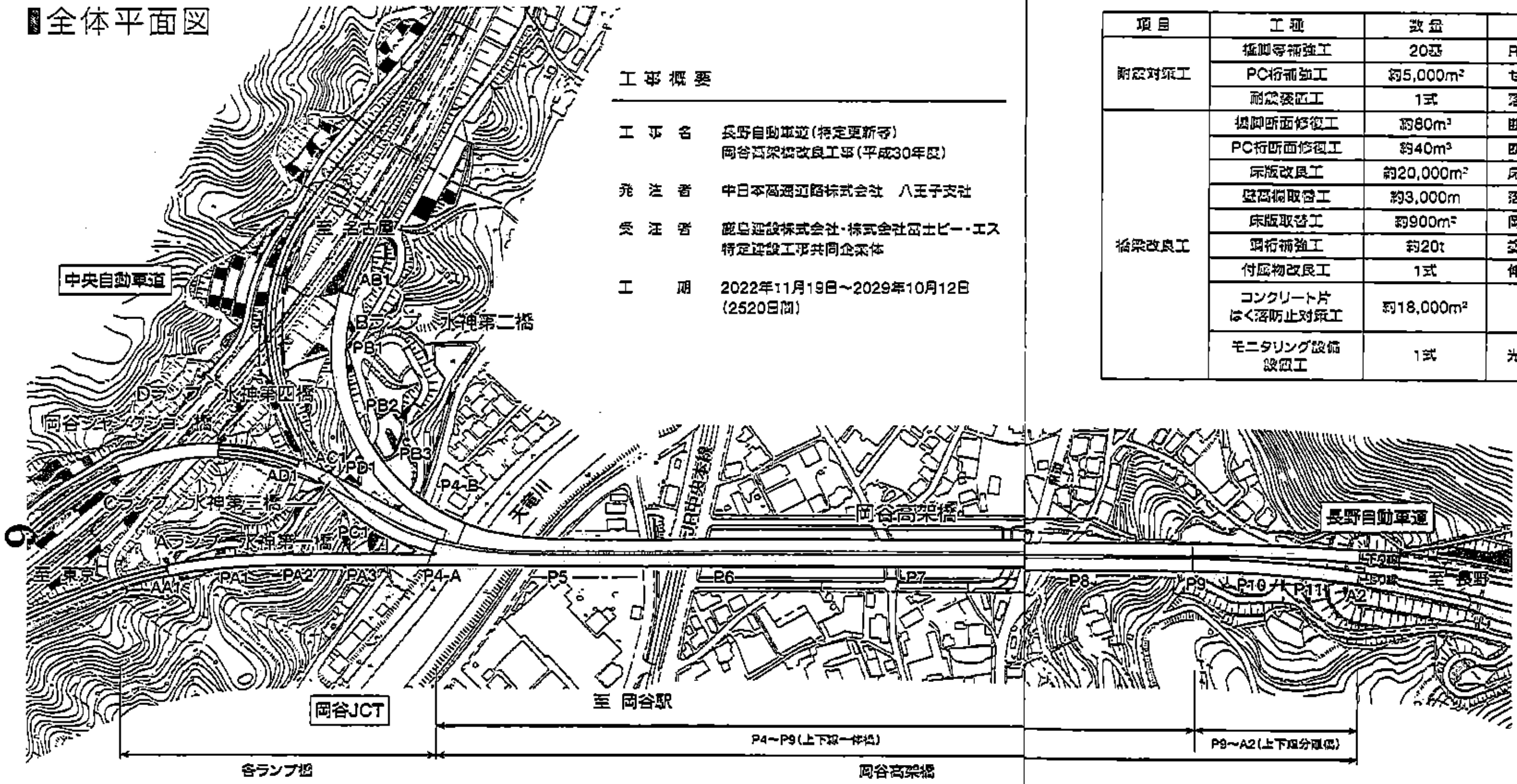

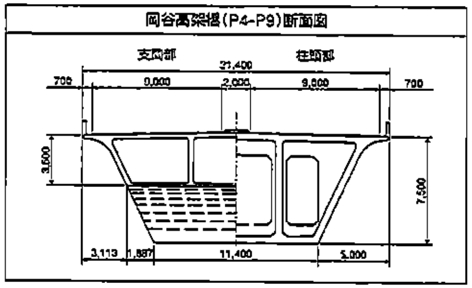

改良・補強概要図　岡谷高架橋(P4-P9)　形式：PC5径間連続ラーメン箱桁

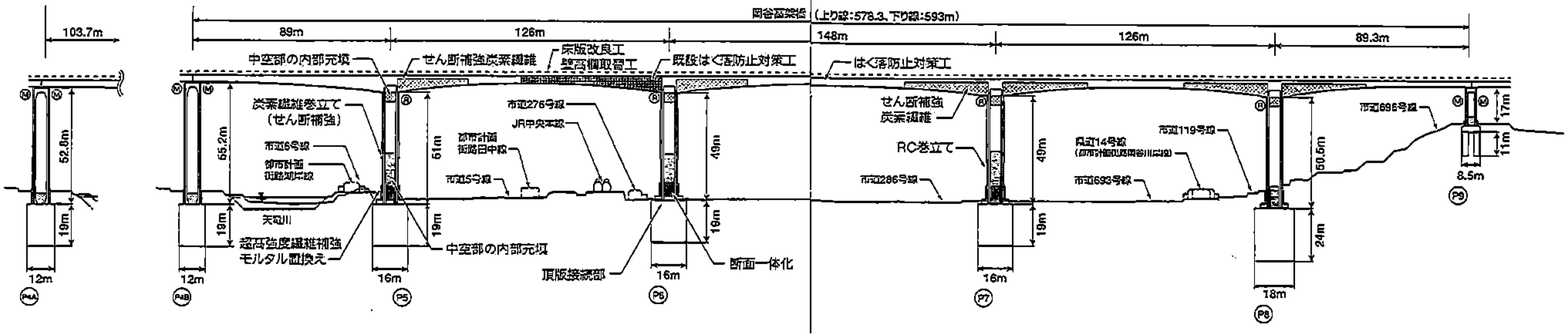

■岡谷高架橋（P9～A2） 形式：PC3径間連続ラーメン箱桁

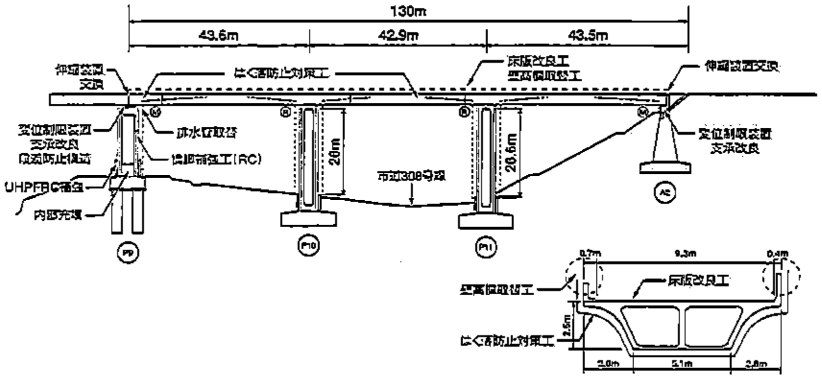

■岡谷JCT橋 形式：鋼2径間連続非合成箱桁

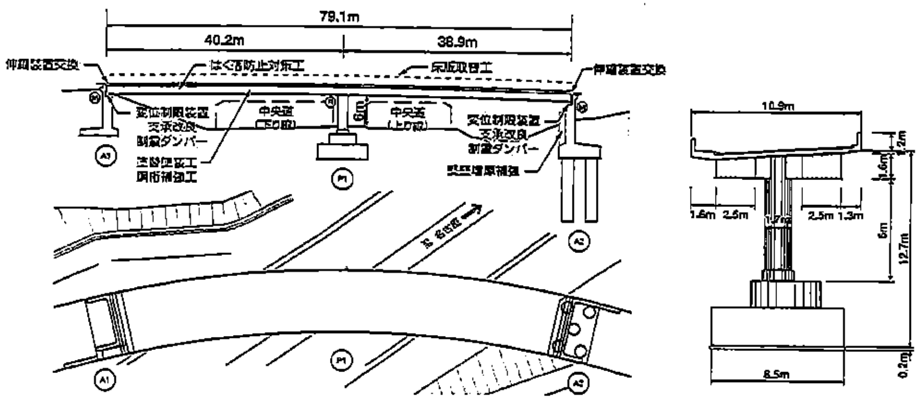

■水神第一橋 形式：PC4径間連続ラーメン箱桁

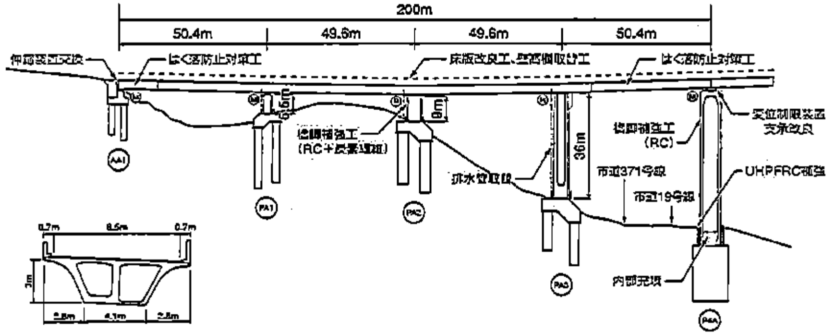

■水神第三橋 形式：PC2径間連続ラーメン箱桁

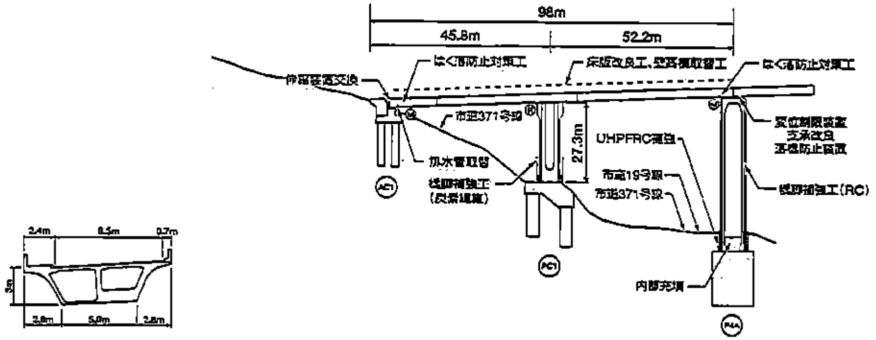

■水神第二橋 形式：PC4径間連続ラーメン箱桁

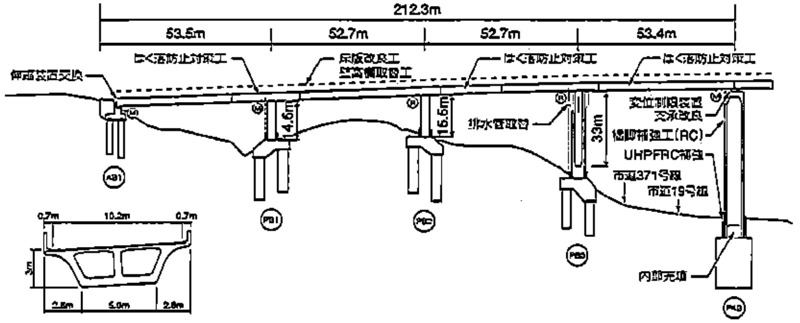

■水神第四橋 形式：PC2径間連続ラーメン箱桁

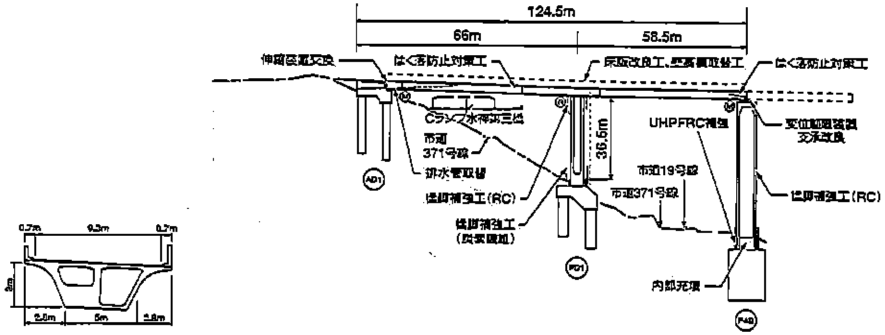

工事工程

計画工程表

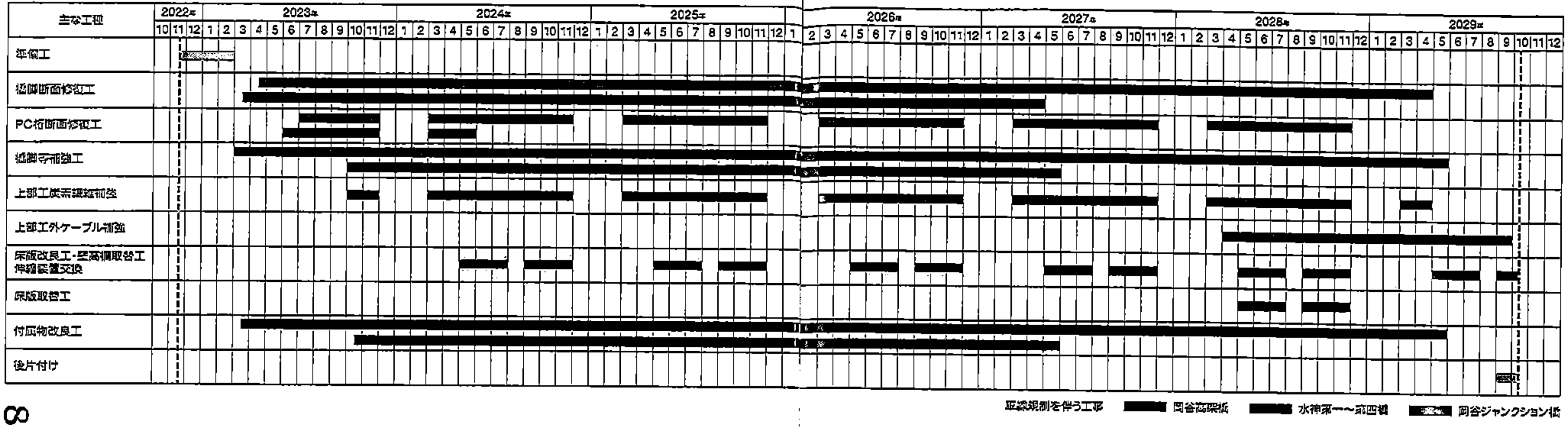

車線規制について

リニューアル工事期間中は高速道路上で行う壁高欄取替および床版上面の打替工事に伴い、昼夜連続車線規制を行います。

岡谷高架橋区間
走行車線または追越車線の上下線を同時に昼夜連続で1車線の規制を実施します。

水神第一橋～第四橋
車道幅員を確保し、走行車線または追越車線のいずれかで昼夜連続車線規制を実施します。

岡谷ジャンクション橋
床版取替時には、ランプ車線の規制に加え中央道本線の規制を行います。

※工事期間中は、工事に必要な資材を作業エリアに搬入するため、工事車両も高速道路上を走行し、規制付近では安全のため低速走行する場合があります。

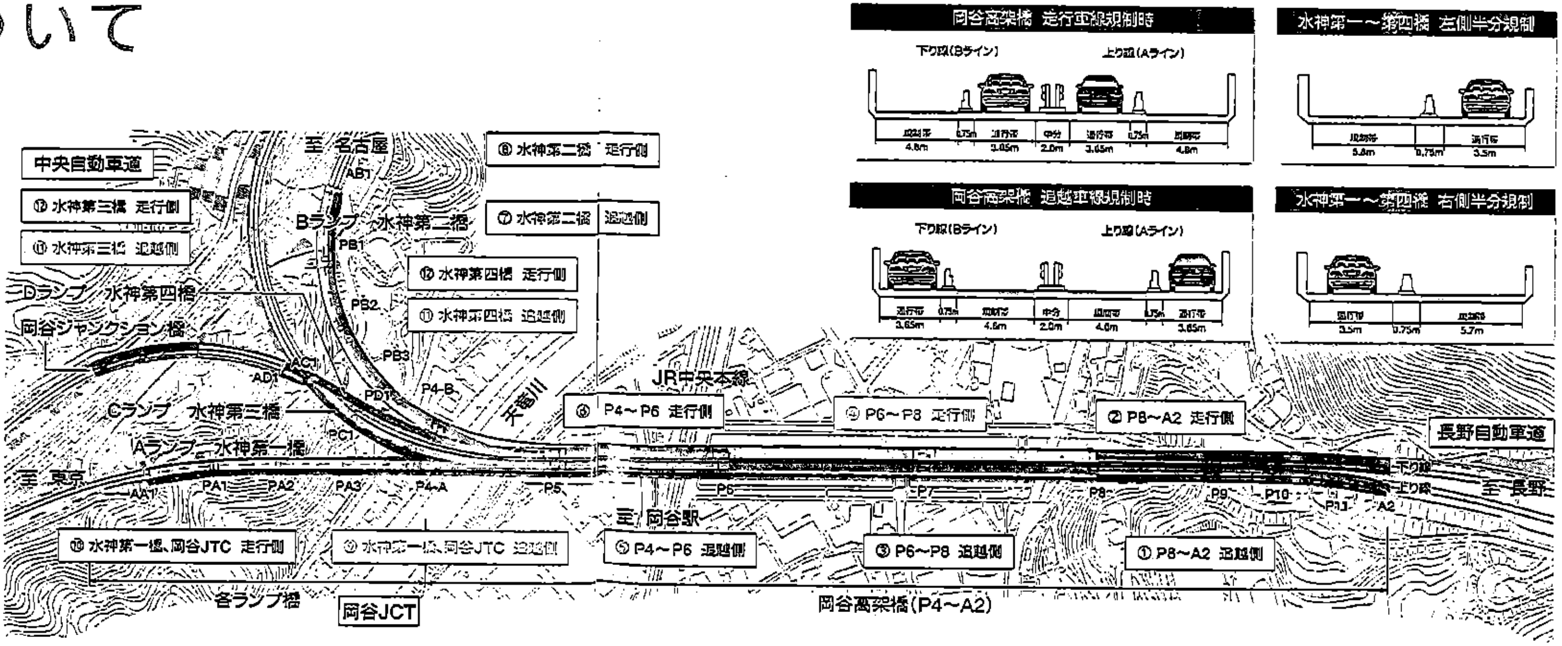

資料No. 4

「地域を支える建設業」検討会議

令和６年度　第２回　技術力の確保・向上分科会　報告（概要）

1　開催日時　：　令和６年１２月３日（火）　13:30 ～ 15:00

2　開催場所　：　長建ビル　５階　会議室

3　議　　事

（１）建設現場の働き方改革について

県から、週休２日工事について下記のとおり説明があった。

①　平成30年からの主な取組の推移、週休２日工事実施要領による完全週休２日の定義、工事成績評定及び費用の計上について説明。

②　工事成績評定について、これまでの「地域を支える建設業検討会議」での意見をうけ、今後見直しを検討する。

③　週休２日工事について、現在総合評価落札方式にて実績企業・技術者に加点を実施しているが、建設現場への普及が確認できたことから、今後見直し（廃止）を検討する。

④　週休２日工事対するQ&Aを県ホームページに掲載、週休２日工事の対象期間（工事着手日から工事完成日（現場作業完了））の考え方が示された。

（２）建設業における担い手確保・育成の取組強化について

県から、建設業における担い手確保・育成について５つの取組を大きく強化したことについて報告があった。

①　小学生とその保護者を対象としたバスツアーの実施

②　中学生の職場体験・防災学習の拡大

③　高校生を対象とした就業促進の拡大

④　首都圏の大学生、専門学校生を対象とした「信州建設フェア」の開催

⑤　土木の日（11/8）に、建設産業の魅力や役割をPRするラジオコンテンツの放送

（３）建設業協会における就労促進の取組について

協会からは、下記の４項目の取組について報告した。

①　中学校「職場体験・防災学習」を６校で開催

②　信州で暮らす、働くフェアに初めて参加

③　東信地区の高等学校新任者教員への研修会を初めて開催

④　信州大学水環境・土木工学科学生との意見交換会を開催

特に、今年初めて実施した高等学校新任者教員への研修会は、その効果が期待され、今後県内全域に広げていきたいことを説明し、建設部、教育委員会の協力を依頼した。

「地域を支える建設業」検討会議
令和６年度　第２回　技術力の確保・向上分科会

日　時：令和６年12月３日（火）
13時30分～15時
場　所：長建ビル　５階会議室

［　次　第　］

１　開　　会

２　あいさつ
座　長　（一社）長野県建設業協会　依田　幸光　副会長

３　議　　事

（１）建設現場の働き方改革について
・週休２日工事について　・・・・県資料No. １

（２）建設産業における担い手確保・育成の取組強化について・・・県資料No. ２

（３）建設業協会における就労促進の取組について　・・・・・・協会資料No. ３

（４）その他

４　閉　　会

出 席 者

一般社団法人　長野県建設業協会

	副会長	依田　幸光
	総務委員長	青木　孝尚
	総務副委員長	増田　正
	専務理事	小林　敏昭
	総務部長	永原　祐二

長野県

建設部建築住宅課

	主任専門指導員	土屋　剛

建設部建設政策課技術管理室

	主任専門指導員	玉川　博之
（企　画　班）	副主任専門指導員	大田　幸太郎
	主任	滝澤　達彦
（入札・契約班）	副主任専門指導員	山口　恭右
（基準指導班）	副主任専門指導員	小西　陽子

県資料１

週休２日工事について

長野県建設部技術管理室

1　週休２日工事の主な取組の推移

・平成 30 年 4 月～　施工者希望型の導入
・令和 5 年 10 月～　発注者指定型による発注へ移行
・令和 6 年 10 月～　月単位の週休２日工事に移行

2　週休２日工事実施要領による完全週休２日の定義

・完全週休２日とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすること。

・週休２日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

3　週休２日工事への取り組みの工事成績評定について

・令和６年４月から適用する工事成績評定では完全週休２日（土日祝日現場閉所）を実現した場合には総括監督員が次のとおり評価している。

・２施工状況（Ⅱ.工程管理）で　☑。 　⇒　a～e の判断は☑の数でなく、他項目も含めて総合的に判断。 ・４工事特性（Ⅰ.施工条件等への対応）で６点加点。 　⇒　工事特性は他項目も含めて最大 20 点の加点。

4　費用の計上について

・月単位による週休２日相当の達成状況により費用を計上している。
（完全週休２日達成と週休２日相当達成の費用に相違はない）。

5　工事成績評定の見直しについて

・これまでの「地域を支える建設業検討会議」でのご意見をうけ、工事成績評定については今後見直しを検討する。

6　総合評価落札方式での加点について

・週休２日工事について、現在総合評価落札方式にて実績企業・技術者に加点を実施しているが、建設現場への普及が確認できたことから、今後見直し（廃止）を検討する。

7　Q&A の作成について

・11 月 15 日に Q&A を作成。発注者、受注者、市町村からの問い合わせに対応。
ホームページにも掲載しているので参考に。

週休２日工事に対するＱ＆Ａ

2024.11.15

No.	質　　　問	回　　　答
1	週休２日工事の対象期間は？	工事着手日から工事完成日までの期間になります。 ※詳細は別紙参照
2	「現場閉所」とは？	週休２日工事における「現場閉所」とは、当該工事（同一敷地内の他の受注工事を除く）の現場において、現場事務所での事務作業を含めて１日を通していずれの現場作業も実施していない状態をいい、建設機械の稼働および作業員の労働を終日休止している状態を指します。
3	現場閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？	週休２日工事における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所になります。
4	現場閉所日に、現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をする事は認められますか？	現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限しません。
5	現場作業はないが、現場代理人等が地元や警察との協議を行った日については閉所扱いとなりますか？	現場で作業を行っていない状態であれば基本的には閉所扱いとなりますが、必要に応じて事前に受発注者間で協議してください。
6	休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合には閉所扱いとなりますか？	現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については閉所扱いとなりますが、必要に応じて事前に受発注者間で協議してください。
7	コンクリート打設に伴う養生のための散水を行うこと等は閉所扱いとなりますか？	コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業のみを行う場合は、閉所扱いとなります。
8	現場事務所を設置しない工事の場合、週休２日工事の対象となりますか？	現場事務所を設置しない場合でも対象となります。
9	現場閉所日に、交通規制に伴う交通誘導を交通誘導警備員が行う場合は閉所扱いとなりますか？	交通誘導警備員以外が作業を行っていなければ閉所扱いとなります。
10	受注者の責に帰さない理由により工程が遅れ、週休２日を達成ることが困難になった場合は？	受注者の責に帰さない理由により、週休２日を実施しつつ工期内完成が困難な場合等については、受発注者間協議により必要に応じ工期延長等の対応を行います。 ただし、通常想定される気象条件による不稼働日は雨休率として工期に含まれるため、工期の延長は認められません。

（参考）週休２日工事　対象期間の考え方について

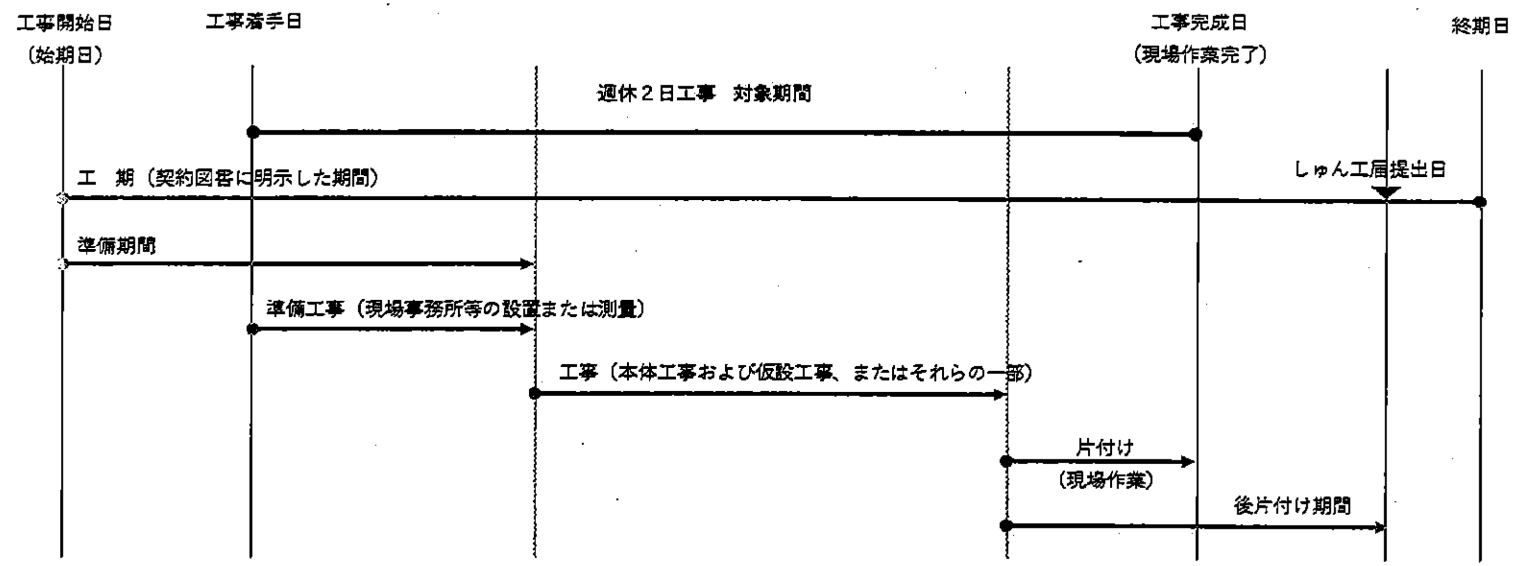

用語	定義
工事着手日	工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手した日
工事完成日	片付けを含む現場作業が完了する日
準備期間	工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間
後片付け期間	直接工事費に計上されている全ての作業終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間 ※検査に要する各種電子データの作成に要する事務作業期間も含む

資料２

建設産業における担い手確保・育成の取組強化について

技術管理室

暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行し、持続的に発展していくため担い手の安定的な確保が不可欠であることから、担い手確保・育成の５つの取組を大きく強化しました。

強化１　**小中学生とその保護者を対象とした魅力発信【R6リニューアル】**

小中学生とその保護者に、長野県内のトンネルや橋梁といった建設現場などを実際に見て体感いただくことで、建設産業の役割と身近な職業であることを理解いただきました

○ 新たに「かぞくでいこう！わくわく探検バスツアー」と銘打ち、東信地区・中信地区の２回実施（各回約40名参加）

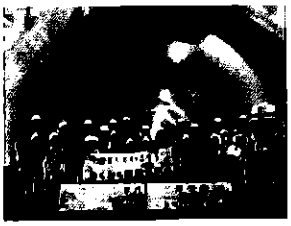

バスツアー（中信地区）の様子
狸平トンネル（松本市）

強化２　**中学生のキャリア教育【R6拡大】**

流域治水などの防災や建設産業の地域の役割などを理解していただく職場体験学習・防災学習を行う中学校を拡大しています

○ 令和５年度：４校　⇒　令和６年度：６校
　※東信地区では初開催

職場体験学習・防災学習の様子
流域治水模型による実演
（青木中学校）

強化３　**高校生を対象とした就業促進【R6拡大】**

従来の建設系学科高校の生徒を対象とした即戦力となる人材育成に加え、新たに普通科高校を対象とした建設産業への理解を深める取組を実施しました

○ 今後の進路指導の立場を担う新規教員に対し、建設産業等の理解を深める研修を実施

○ 普通科高校生を対象とした職場体験学習・防災学習を実施

職場体験学習・防災学習の様子
高校生との意見交換
（須坂東高等学校）

強化４　**大学生・専門学校生と長野県内企業との交流の場創出【R6新規】**

就職を目前とする首都圏の大学生・専門学校生に、長野県内の企業を知ってもらい、将来の選択肢のひとつとしてもらうため、「信州建設フェア」をはじめて開催します

強化５　**建設産業の“リアル”が伝わるコンテンツの活用【R6新規】**

長野県の建設産業の魅力や役割を多くの世代に伝えます。

○ 土木の日（11/18（月））に、建設産業の魅力や役割をＰＲするラジオコンテンツを放送しました
　その後も継続的に同時間帯にてＰＲＣＭを放送

○ 県や関係団体が行うイベントや、ホームページ、SNSに掲載し、長野県内の建設産業の魅力や役割をＰＲする動画を作成します

「地域を支える建設業」検討会議

令和6年度　第2回技術力の確保・向上分科会

(一社)長野県建設業協会資料

○　令和 6 年度全国建設業協会要望について（協会資料 No.1）

○　就労促進の取組等について（協会資料 No.2）　・・・（添付省略）

1　中学校「職場体験・防災学習」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　信州で暮らす、働くフェアについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

3　東信地区高等学校新任者教員研修について　・・・・・・・・・・・・・・・　8

4　信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会について　・・・　18

協会資料No.1

令和六年十一月十九日

令和六年度　全国建設業協会要望

（国土強靭化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために）

一般社団法人　全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の横ばいが続き、実質投資額が減少している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

また今年も、能登半島を襲った地震・豪雨の二重災害や日向灘地震など、地震、豪雨、台風等による大規模な災害が全国各地で発生しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような長期的

な事業計画が必要不可欠となります。

なお、一部で建設業界に施工余力が乏しいと主張する声があると聞きますが、全くの誤解であり、むしろ実質事業量の減少に苦しんでいる状況です。

本会では、新３Ｋ(給与、休暇、希望）＋Ｋ(かっこいい）の実現に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「２＋３６０(ツープラスサンロクマル）運動」、「適正工期見積り運動」、「目指せ！建設現場　土日一斉閉所運動」を展開しているほか、技能者の五％を十分に上回る賃上げ、ＩＣＴの活用、ＤＸの推進、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年十月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

一、強靭な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和七年度予算において、資機材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえた、今年度を大きく上回る公共事業関係費を確保すること。

また、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靭化を着実に進めるため、公共事業関係費を含む今年度補正予算については、昨年度以上の十分な事業量を確保すること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

二、改正国土強靭化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和七年度当初からスタートさせること。

併せて同計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化

を踏まえ、現行の五か年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、五年二十五兆円）を盛り込むこと。

なお、国土強靱化事業については、補正予算のみならず、令和七年度当初予算においても別枠で確保すること。

三、資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。

スライド条項については、手続の簡素化、一％又は一・五％の受注者負担の軽減を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、改正建設業法の趣旨が十分理解され、資機材価格の高騰等に伴う価格変更協議が円滑に行われるよう、指導基準の明確化及び指導の徹底を行う

こと。

四、入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費等のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠（０．９２）、一般管理費等の算入率（０．６８）の引上げ、計算式の見直しなどの強化に取り組むこと。

デフレを前提として長年見直しが行われていない、少額随契の上限額（地方自治法施行令）、ランク別の発注標準を見直すこと。

地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、改正品確法及び「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

ＰＦＩが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むＰＦＩ事業の発注についても、同法を準用して、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設

企業の受注機会の拡大を図ること。

能登半島において、速やかに復興係数等の被災地特例を実施するとともに、東日本大震災の被災地における被災地特例については、継続又は段階的な措置を講じること。

五、本年四月に始まった時間外労働の上限規制を踏まえ、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。

週休二日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直し（例えば、月給制前提の制度化等）や補正係数の引上げ等を行うこと。

週休二日制を基本としつつ、積雪寒冷地など工事に適さない期間がある地域等での多様な働き方を可能とする変形労働時間制の見直しを検討すること。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、実態に即して作業効率の低下を踏まえた歩掛の見直し、熱中症対策費の計上、ＷＢＧＴ値に基づく休憩・休止の増加

による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。
準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入の厳格化に伴い、（一日八時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者及び設計を行う建築士事務所等に対して周知徹底するとともに、さらに実効性を高める取組を行うこと。

国庫補助事業における適正な工期の確保のため、許認可や補助額の変更に係る協議の迅速化、これらが遅れた場合の円滑な工期の延長を進めること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

六、技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、目的がある程度達成した時点で廃止するか、それができない場合でも賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

七、建設キャリアアップシステムについては、同システムによる技能者の処遇改善が実効性のあるものとなるよう、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、カードタッチと建退共ポイントの連動、多能工の位置づけの明確化等に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットと

なるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

八、全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのＩＣＴ施工の普及とＢＩＭ／ＣＩＭの拡大に向けて、中小規模のＩＣＴ活用工事における積算基準の見直しやＩＣＴ活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うとともに、コンクリート構造物のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のＡＳＰ方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、更なるＤＸ化を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。

地方における担い手不足の状況を踏まえ、新技術の活用等による省人化を施工法の比較・検討における評価項目に入れること。

さらに、建退共システムについて、建設キャリアアップシステムとのポイント連動のた

めにも、その電子申請化を推進すること。

九、災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。さらに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の一%負担を撤廃すること。

災害復旧工事の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、出動に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組を検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や

大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

十、「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する（かっこいい）活躍が広く国民に周知されるよう、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に活かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

十一、地域建設業への若手技術者等の入職を促進するため、高校等の建築・土木系学科の維持・

拡充、普通科における就職支援コースの導入等に、産学官の連携により取り組むこと。

女性の入職・定着を図るため、女性がより一層働きやすい現場環境の整備（水洗トイレや専用の更衣室等の設置）の推進及び必要な経費を積算へ反映すること。

また、外国人労働者の確保・定着のため、各企業で行っている日本語教育に公的支援を行うとともに、特定技能2号への移行をさらに円滑にすること。

一般社団法人 全国建設業協会　会長 今井雅則

一般社団法人 北海道建設業協会　会長 岩田圭剛

一般社団法人 青森県建設業協会　会長 鹿内雄二

一般社団法人 岩手県建設業協会　会長 向井田岳

一般社団法人 宮城県建設業協会　会長 千葉嘉春

一般社団法人　秋田県建設業協会　会長　北林一成

一般社団法人　山形県建設業協会　会長　太田政往

一般社団法人　福島県建設業協会　会長　長谷川浩一

一般社団法人　茨城県建設業協会　会長　石津健光

一般社団法人　栃木県建設業協会　会長　谷黒克守

一般社団法人　群馬県建設業協会　会長　青柳剛

一般社団法人　埼玉県建設業協会　会長　小川貢三郎

一般社団法人　千葉県建設業協会　会長　石井良典

一般社団法人　東京建設業協会　会長　乗京正弘

一般社団法人　神奈川県建設業協会　会長　渡邉一郎

一般社団法人　山梨県建設業協会　会長　浅野正一

一般社団法人　新潟県建設業協会　会長　福田勝之

一般社団法人　長野県建設業協会　会長　木下修

一般社団法人　岐阜県建設業協会　会長　各務剛児
一般社団法人　静岡県建設業協会　会長　石井源一
一般社団法人　愛知県建設業協会　会長　髙柳充広
一般社団法人　三重県建設業協会　会長　竹上亀代司
一般社団法人　富山県建設業協会　会長　竹内　茂
一般社団法人　石川県建設業協会　会長　鶴山庄市
一般社団法人　福井県建設業協会　会長　山本　厚
一般社団法人　滋賀県建設業協会　会長　奥田克実
一般社団法人　京都府建設業協会　会長　小﨑　学
一般社団法人　大阪建設業協会　会長　錢高久善
一般社団法人　兵庫県建設業協会　会長　三木健義
一般社団法人　奈良県建設業協会　会長　山辺元康
一般社団法人　和歌山県建設業協会　会長　中井賢次

一般社団法人　鳥取県建設業協会　会長　山根敏樹

一般社団法人　島根県建設業協会　会長　平塚智朗

一般社団法人　岡山県建設業協会　会長　荒木雷太

一般社団法人　広島県建設工業協会　会長　檜山典英

一般社団法人　山口県建設業協会　会長　中村高志

一般社団法人　香川県建設業協会　会長　森田紘一

一般社団法人　徳島県建設業協会　会長　西村　裕

一般社団法人　愛媛県建設業協会　会長　浅田春雄

一般社団法人　高知県建設業協会　会長　國藤浩史

一般社団法人　福岡県建設業協会　会長　松山孝義

一般社団法人　佐賀県建設業協会　会長　松尾哲吾

一般社団法人　長崎県建設業協会　会長　根〆眞悟

一般社団法人　熊本県建設業協会　会長　前川浩志

一般社団法人　大分県建設業協会　会長　友岡孝幸

一般社団法人　宮崎県建設業協会　会長　藤元建二

一般社団法人　鹿児島県建設業協会　会長　藤田　護

一般社団法人　沖縄県建設業協会　会長　津波達也

資料No.5

第46回維持管理・危機管理分科会　実施概要

アンダーライン部分は協会からの意見等

1　開催日時　：　令和６年12月３日（火）10:00～12:00

2　開催場所　：　長野市 長建ビル３階会議室

3　議　　事

（1）県からの報告

○ 建設工事等における低入札価格調査制度の見直しについて（資料１参照）

（県）過去５年間の県の建設工事において、低入札調査による失格事例はなく、現時点では全国平均を上回る落札率となっており、著しいダンピングの発生も確認されていない。

一方で、調査の実施にあたっては受発注者双方の事務負担が大きい、応札額が調査基準価格の上限値付近に集中し、そこからわずかに下回った価格でも低入札調査の対象となる事例が発生するなどの課題が生じている。

調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善について検討し、契約審議会に諮ってまいりたい。

（協会）会社として、「今後の実績としたい」等の理由で応札する場合もあるため、落札率により一律失格となることの無い様、ご検討願いたい。

○ 総合評価落札方式における評価項目の見直しについて（資料２参照）

（県）県では、令和２年９月より「週休２日工事の実績」を加点評価する取組を開始したが、令和５年度の実施率は９６％で建設現場への普及が確認できたことから、現行、技術者要件、建設マネジメントとも０．２５点の加点を、令和７年４月に廃止する予定

なお、工事成績評定の「週休２日」についても見直す予定

（協会）市町村発注の工事のほとんどが「週休２日」ではないので、県からも指導をお願いしたい。

（協会）会社としては、すべての技術者がこの実績を有している訳ではない事また入ってくる若手の育成も考慮すると、インセンティブの継続を希望する。

（協会）価格点以外の評価項目が減る一方、新たな評価項目も一考願いたい。

（県）評価項目の追加については様々なご要望を頂いており、今後検討したい。

（協会）補正の対象が「完全週休２日」の達成のみとなると大変厳しい。

（県）補正は月単位の達成を対象としており、「完全週休２日」が関係してくるのは工事成績評定である。現在県の「完全週休２日」の考え方は土日・祝日であるが、これについて様々なご意見を頂いているので、工事成績評定の見直しを検討する。

○ 長野県インフラデータプラットフォームの活用について（資料３参照）

（県）平常時の活用として、スマートフォンによる投稿フォームをＪＶの小破修繕の報告に活用する試行について木曽、松本建設事務所で実施し、結果は以下のとおり。

① 構成員からの日報の報告、幹事会社の月報の取りまとめには有効ではないか。

② 構成員はスマホによる現場報告でなく、事務所のＰＣで作業し報告したい。

③ 構成員にも、集計結果を確認・修正できるライセンスがあるとよい。

今後、須坂建設事務所でも試行予定で、更に利用し易くするため改善点を詰めたい。
また、他の建設事務所から、ＪＶが実施した穴埋め箇所の登録情報を進捗管理に活用するとともに、穴埋め箇所の多い区間は優先して舗装補修を発注するなど、優先順位を決定する根拠としてシステムを活用したい旨の提案があった。
（協会）小規模ＪＶで試行するあたり、まずは使い勝手が良くなる様協力するとともに、ライセンスや経費の計上についても、引き続き協議していきたい。

（２） 協会からの報告

○ 災害情報共有システムの利用率UPに向けた今後の取組み（資料４参照）

災害時円滑な初動対応に向け、来年度 年３回（5,9,1 月）県と合同の訓練実施を提案

訓練内容は、緊急輸送道路のパトロールと、現地状況の写真投稿

また、平常時小規模ＪＶの試行について協会側からの報告

（協会）９月の訓練の際は、防災の日および週間に絡め、ＰＲ広報したらどうか。

（県）訓練は有効であり、県の参加について前向きに考えたい。現在、見直し中の緊急輸送道路について、地図情報をデジタルデータで渡すことも可能である。併せて策定する道路啓開計画も、訓練時の参考にして頂きたい。

緊急輸送道路の情報をプラットフォームのレイヤーで乗せることも可能である。

○ 除雪機械運転講習の実施について（資料５参照）

講習会の実施および除雪全般に関するアンケート結果は以下のとおり。

《講習会の実施》

・開催希望は数支部で、開催は支部もしくはブロック単位を希望
・開催を希望しない理由は、自社の熟練オペレーターによる指導および既に支部で建設事務所と共同で実施

《除雪全般》

・オペレーター不足解消（オペ確保へのｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ、Webカメラ併用の１オペ対応）
・経費の確保（小雪地域の待機料等の経費確保、労務費単価の見直し、燃料価格の地域差考慮、尿素等の資材高騰）
・除雪作業の安全確保（事前の舗装不陸の解消）
・提出書類の簡素化（ＧＰＳ管理時の写真不要）
・支払いの時期（補正対応による遅延、月別精算から前払いへ）
・小規模補修JVとの一体化困難
・住民サービスレベルの見直し（計画通行止めによる昼間除雪、除雪直後の民地から道路への雪出しへの注意喚起）

（協会）このままでいくと近い将来除雪業務が立ち行かなくなることは明白である。上記のように課題は多岐に渡り、まずは建設事務所と支部で解決できる課題について話し合い、解決できない課題については、県と協会で早急に除雪に特化した対策会議を立上げ、検討することを提案する。

（県）今後、意見交換する場を設けることについて検討したい。

「地域を支える建設業」検討会議

第46回 維持管理・危機管理分科会

日時：令和6年12月3日(火) 10時～12時

場所：長建ビル　3階会議室

会 議 次 第

1 開　会

2 あいさつ

3 議事内容

（1）県からの報告（技術管理室）

・建設工事等における低入札価格調査制度の見直しについて　…資料1

・総合評価落札方式における評価項目の見直しについて　…資料2

・長野県インフラデータプラットフォームの活用について　…資料3

（2） 協会からの報告

・災害情報共有システムの利用率UPに向けた今後の取組み　…資料4

・除雪機械運転講習の実施について　…資料5

（3） 意見交換

4 その他

5 閉　会

「地域を支える建設業」検討会議
第46回維持管理・危機管理分科会

出席者名簿

第46回維持管理・危機管理分科会（令和6年12月3日）

	参加者 所属		役職	氏名	備考
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		副会長	深澤　信治	座長
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		建設政策委員長	北條　將隆	
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		同　副委員長	笹﨑　俊一	
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		同　副委員長	大原　篤	
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		特任理事	大月　昭二	
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		常務理事	岩下　康之	
維持管理・危機管理分科会	（一社）長野県建設業協会		労働安全部長	宮尾　賢治	※
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	建設政策課技術管理室	副主任専門指導員	山口　恭右	※
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	建設政策課技術管理室	副主任専門指導員	小西　陽子	
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	建設政策課技術管理室	専門指導員	茅野　拓也	
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	建設政策課技術管理室	専門指導員	後藤　庸介	
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	建設政策課技術管理室	主任	黒岩　楠央	
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	道路管理課	企画幹兼安全防災係長	関　貴幸	
維持管理・危機管理分科会	長野県建設部	道路管理課	課長補佐兼維持舗装係長	小宮山　秀一	

※：運営責任者

令和６年９月13日　長野県契約審議会資料

資料１－１

建設部 建設政策課 技術管理室

建設工事等における低入札価格調査の実施状況

【取組番号 16】

1 経過と現状

○「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 17 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」には、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底する**ことにより、ダンピング受注の排除を図るものとされている。

○長野県では、昭和 62 年から低入札価格調査制度を導入。平成 15 年度から現行の試行要領により運用している。なお、**最低制限価格制度は未導入**（地方自治法施行令に定めがなく、総合評価落札方式において活用不可のため。）

○入札状況の分析や国等の動向を踏まえ、様々な制度改正を重ねているが、現行の調査基準価格及び失格基準価格については下記のとおり。**算定式は令和４年中央公契連モデル※以上の水準で運用しており**、市場の実勢価格の反映や、くじ引き発生率の抑制のため、**応札者数や応札額による変動制**を採用している。

※国の主な発注機関でつくる中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めた「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」

（1）工事（令和元年８月１日公告案件以降）

【１００万円を超えＷＴＯ適用基準額未満】

調査基準価格（受注希望型・総合評価）：予定価格の 92.0～94.5%

失格基準価格（受注希望型）：予定価格の 89.5～94.5%

（総合評価）：予定価格の 89.5～92.0%

【ＷＴＯ適用基準額以上】

調査基準価格：予定価格の 92.0%　失格基準価格：設定なし

（2）業務委託（平成 31 年４月１日公告案件以降）

【５０万円を超えＷＴＯ適用基準額未満】

調査基準価格（受注希望型・総合評価）：予定価格の 87.5～90.0%

失格基準価格（受注希望型）：予定価格の 85.0～90.0%

（総合評価）：予定価格の 85.0～87.5%

2 実施状況

○ 令和元～５年度の低入札調査の該当数（建設工事・業務委託）は**資料１－２**のとおり。建設工事は、低入札調査の該当割合が５％前後、そのうち調査実施割合は約７～９割で推移している。なお、**低入札調査により失格となった事例はない。**一方、業務委託は、建設工事と比べて低入札調査の該当割合が低く、ほとんどが辞退している。

○ 低入札調査では、落札候補者決定通知日の翌日から２日以内に調査書類又は辞退届を提出する必要があるが、事務負担軽減のため、**令和２年度からペナルティのない「事前辞退届」の提出が可能**となり、さらに令和５年３月からは、**電子入札システム内で事前辞退を申請できるようになった**ことから、**辞退件数が急増**していると考えられる。

3 課題と今後の検討方針

○ 現時点では、建設工事及び業務委託について、**全国平均を上回る落札率となっており、著しいダンピングの発生も確認されていない。**
（令和４年度建設工事平均落札率　全国：93.8%　**長野県：95.2%**）

○ 一方で、低入札調査の実施にあたっては、調査書類の短時間での作成・提出・確認が必要であり、受発注者双方の事務負担が大きいが、最近では、自ら積算の廃止や受注者の積算精度の向上により、**応札額が調査基準価格の上限値付近に集中し、そこからわずかに下回った価格でも低入札調査の対象となる事例が発生**するなど、課題も生じている。（**資料１－３**参照）

○ こうした課題や担い手三法の改正を踏まえ、これまでの入札状況の分析や他県の動向等の調査を行うとともに、関係者との意見交換を行い、**調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善を検討**し、契約審議会に諮ってまいりたい。

4 その他

○ 総務省及び国土交通省では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組を着実に進めるよう、毎年要請しているが、令和２年度からは、**各地方公共団体におけるダンピング対策などの取組状況を「見える化」**して、公表している。

低入札調査　該当件数（建設工事）

資料１－２

年度	開札件数 ①	低入札調査該当数 ②	低入札調査実施数 ③	辞退件数 ④※Ⅰ	辞退（事後） ⑤	事前辞退 ⑥	辞退による不調件数 ⑦ (④の内数)	低入札調査該当割合 ②/①	調査実施割合 ③/②
RⅠ	2,017	94	82	13	13	－	3	4.7%	87%
R2	1,925	100	88	13	11	2	3	5.2%	88%
R3	1,777	94	76	18	15	4	1	5.3%	81%
R4	1,699	87	72	16	14	3	3	5.1%	83%
R5	1,644	77	53	27	7	22	5	4.7%	69%

※Ⅰ　事前辞退及び次点の者が辞退する場合があるため、④と⑤+⑥は整合しない

低入札価格調査　実施件数（建設工事）

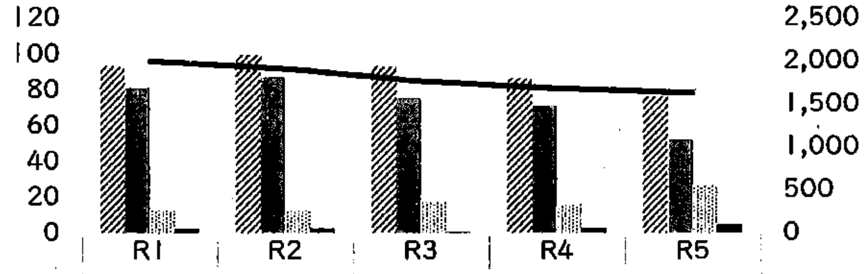

	RⅠ	R2	R3	R4	R5
低入札調査該当数	94	100	94	87	77
低入札調査実施数	82	88	76	72	53
辞退件数	13	13	18	16	27
辞退による不調件数	3	3	1	3	5
開札件数	2,017	1,925	1,777	1,699	1,644

低入札調査該当数　低入札調査実施数　辞退件数　辞退による不調件数　開札件数

※辞退の結果、次点の者も低入該当である場合があるので、調査実施数＋辞退と低入調査該当数は整合しない
※開札件数：受注希望型（総合評価を含む）のうち契約件数＋不調件数（応札無し、入札中止は含まれていない）

低入札調査該当数と調査実施割合（建設工事）

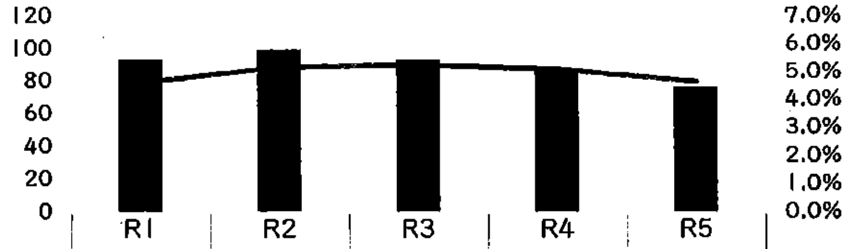

	RⅠ	R2	R3	R4	R5
低入札調査該当数	94	100	94	87	77
低入札調査該当割合	4.7%	5.2%	5.3%	5.1%	4.7%

低入札調査該当数　低入札調査該当割合

低入札調査　該当件数（業務委託）

年度	開札件数 ①	低入札調査該当数 ②	低入札調査実施数 ③	辞退件数 ④ ※1	辞退（事後） ⑤	事前辞退 ⑥	辞退による不調件数 ⑦ (④の内数)	低入札調査該当割合 ②/①	調査実施割合 ③/②
R1	1,658	70	15	57	57	―	5	4.2%	21%
R2	1,531	27	3	25	19	8	2	1.8%	11%
R3	1,817	33	2	31	16	21	2	1.8%	6%
R4	1,668	31	2	29	4	26	1	1.9%	6%
R5	1,272	48	1	48	2	46	2	3.8%	2%

※1　事前辞退及び次点の者が辞退する場合があるため、④と⑤+⑥は整合しない

低入札価格調査　実施件数（業務委託）

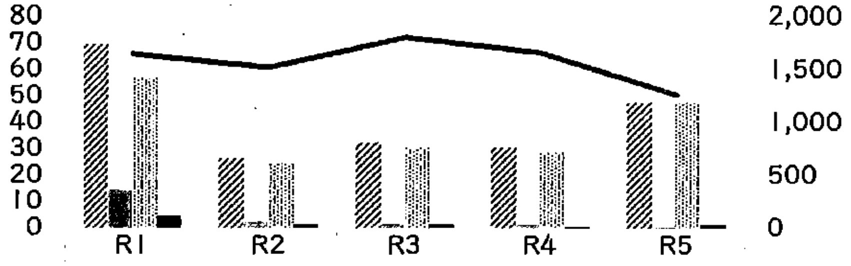

	R1	R2	R3	R4	R5
低入札調査該当数	70	27	33	31	48
低入札調査実施数	15	3	2	2	1
辞退件数	57	25	31	29	48
辞退による不調件数	5	2	2	1	2
開札件数	1,658	1,531	1,817	1,668	1,272

低入札調査該当数　低入札調査実施数　辞退件数
辞退による不調件数　開札件数

※辞退の結果、次点の者も低入該当である場合があるので、調査実施数＋辞退と低入調査該当数は整合しない
※開札件数：受注希望型（総合評価を含む）のうち契約件数＋不調件数（応札無し、入札中止は含まれていない）

低入札調査該当数と調査実施割合（業務委託）

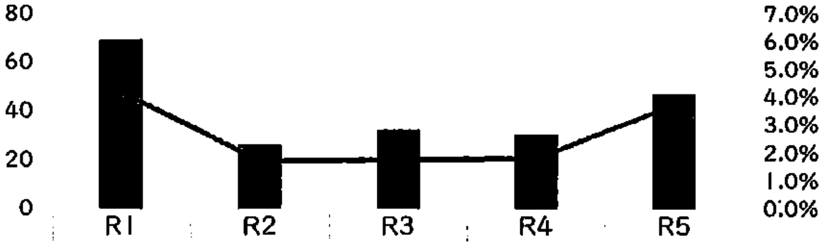

	R1	R2	R3	R4	R5
低入札調査該当数	70	27	33	31	48
低入札調査該当割合	4.2%	1.8%	1.8%	1.9%	3.8%

低入札調査該当数　低入札調査該当割合

低入札価格調査　事例1

総合評価落札方式　　土木一式

応札者番号			応札額	落札率	判定
予定価格(税抜き)			27,090,000		
	①	失格	24,800,000	91.55%	5
	②	低入	24,930,000	92.03%	5
	③	低入	25,520,000	94.20%	2
	④	低入	25,560,000	94.35%	2
落札者	⑤		25,600,000	94.50%	2
	⑥		25,600,000	94.50%	2
	⑦		25,600,000	94.50%	2
	⑧		25,600,000	94.50%	2
	⑨		25,600,000	94.50%	2
	⑩		25,600,000	94.50%	2
	⑪		25,600,000	94.50%	2
	⑫		26,210,000	96.75%	1
	⑬		26,220,000	96.79%	1
	⑭				0
	⑮				0
低入札調査基準価格(92.0～94.5%)			25,590,000	94.46%	
失格基準額			24,910,000	91.95%	

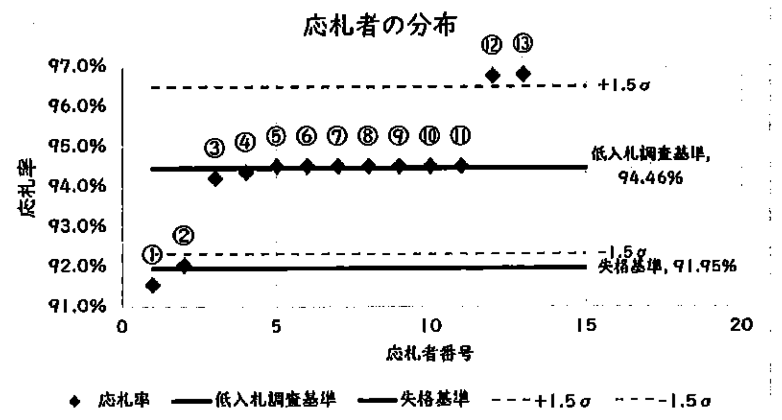

低入札価格調査　事例2

総合評価落札方式　　とび・土工・コンクリート

応札者番号			応札額	落札率	判定
予定価格(税抜き)			73,080,000		
	①	低入	68,000,000	93.05%	5
落札者	②	低入	69,040,000	94.47%	2
	③	低入	69,040,000	94.47%	2
	④	低入	69,040,000	94.47%	2
	⑤	低入	69,040,000	94.47%	2
	⑥	低入	69,040,000	94.47%	2
	⑦	低入	69,040,000	94.47%	2
	⑧		69,100,000	94.55%	2
	⑨				0
	⑩				0
	⑪				0
	⑫				0
	⑬				0
	⑭				0
	⑮				0
低入札調査基準価格(92.0～94.5%)			69,050,000	94.49%	
失格基準額			67,220,000	91.98%	

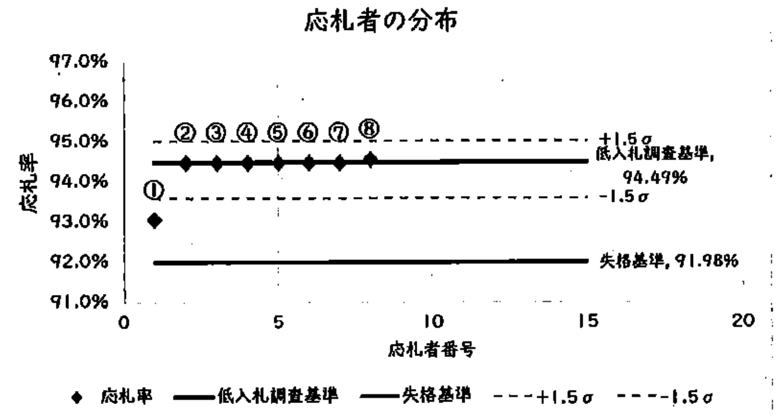

低入札価格調査　事例3

総合評価落札方式　　土木一式

応札者番号			応札額	落札率	判定
予定価格(税抜き)			258,840,000		
	①	低入	244,320,000	94.39%	2
	②	低入	244,340,000	94.40%	2
	③	低入	244,500,000	94.46%	2
落札者	④	低入	244,570,000	94.49%	2
	⑤		244,630,000	94.51%	2
	⑥		244,830,000	94.59%	2
	⑦		244,850,000	94.60%	2
	⑧				0
	⑨				0
	⑩				0
	⑪				0
	⑫				0
	⑬				0
	⑭				0
	⑮				0
低入札調査基準価格(92.0～94.5%)			244,580,000	94.49%	
失格基準額			238,110,000	91.99%	

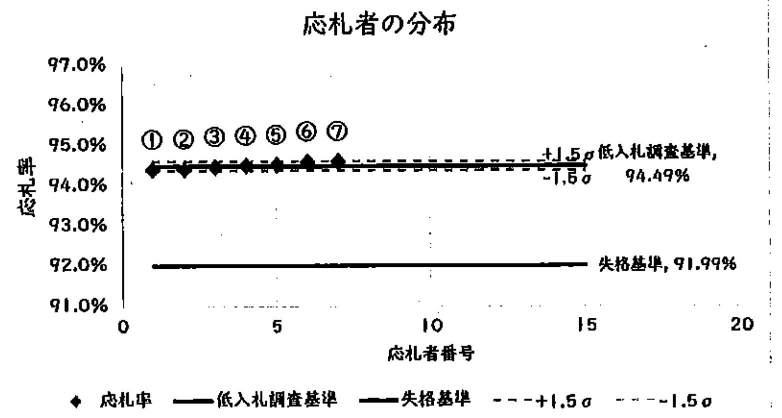

判定
1:+1.5σ超過者
2:予定価格以下者
3:予定超過者
4:85%未満者
5:-1.5σ未満者
6:89.5%未満者

資料２

建設部 技術管理室

建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（週休２日工事）（案）

長野県では、建設現場の働き方改革を推進する観点から「週休２日工事」に取り組んでいますが、建設現場での普及が進んだため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

○ 平成30年４月から施行者希望型を導入。令和元年９月から発注者指定型を導入。令和５年10月から原則発注者指定型による発注に移行。

○ 令和２年９月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において「週休２日工事の実績」を加点評価する取組を開始。

○ 令和５年度の実施率は96%となり、建設現場への普及が確認できた。

週休２日工事の実施状況

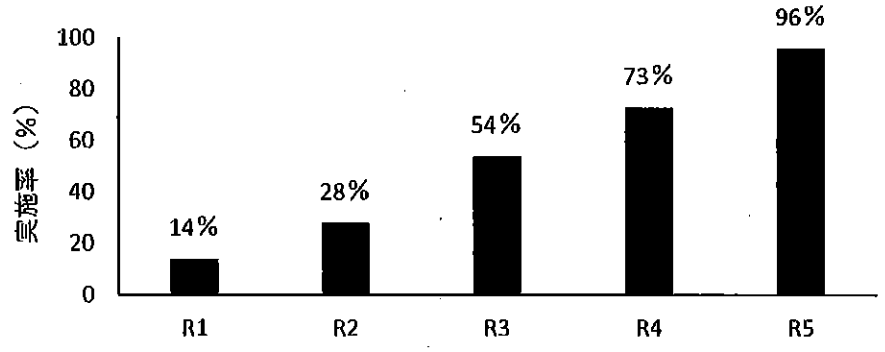

2 見直し内容

総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における「週休２日の実績」の評価点を下記のとおり見直す。

評価項目		評価点（現行）	→	評価点（見直し後）
技術者要件	週休２日実績	0.25		廃止
建設マネジメント	週休２日実績	0.25		廃止

※ 工事成績評定の「週休２日」についても見直しを予定

3 実施時期

令和７年４月頃（令和６年度第４回契約審議会後）の予定

資料3

長野県インフラデータプラットフォームの活用について

○スマートフォンによる投稿フォーム例

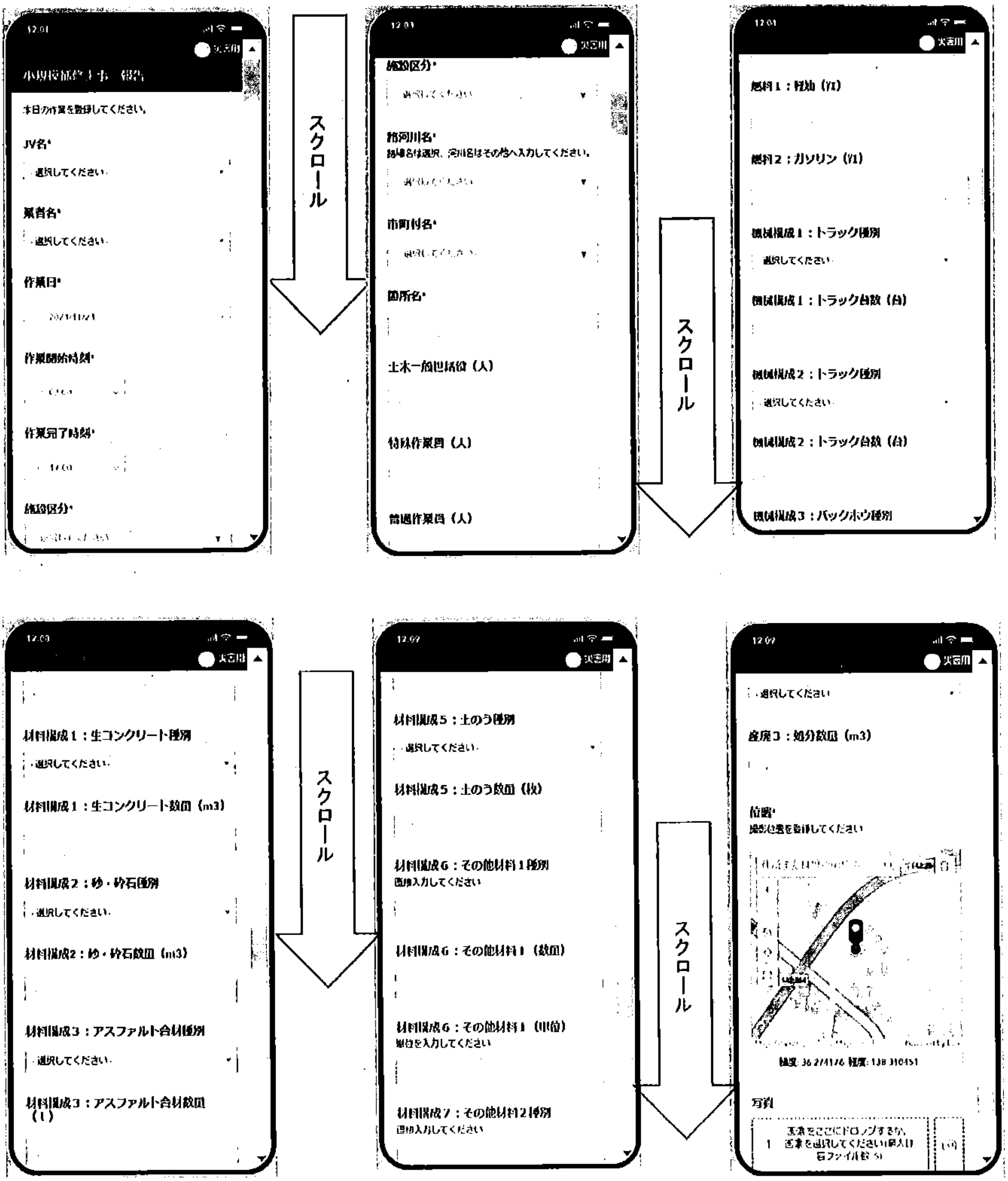

投稿内容は事務所毎にカスタマイズ可能です。

○ダッシュボードでの表示例

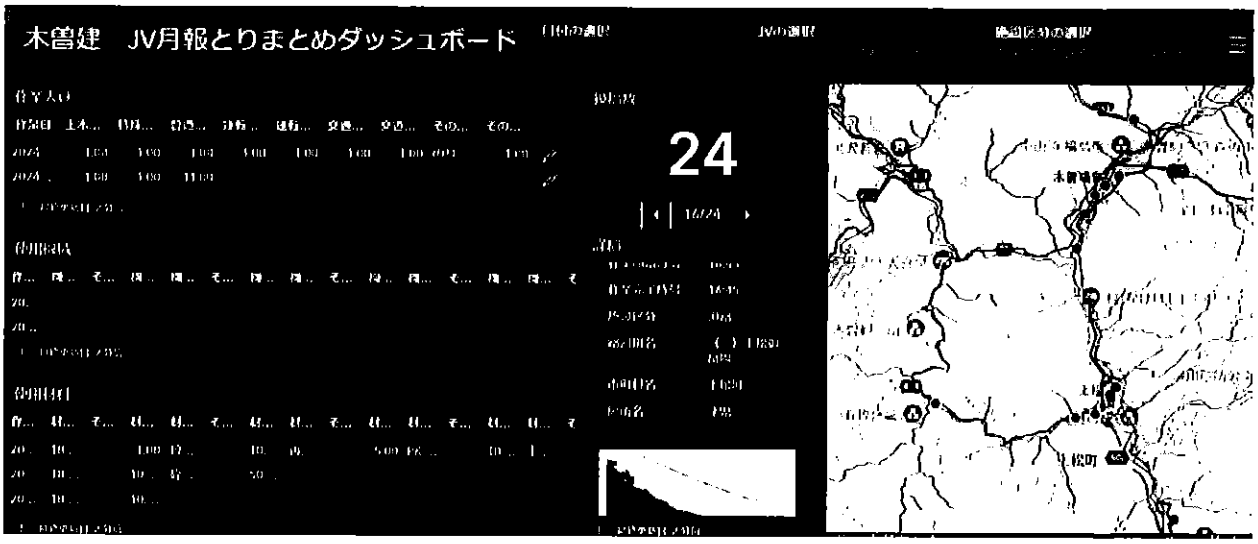

位置図、写真、項目ごとの投稿数等、表示内容は事務所毎にカスタマイズ可能です。

○試行の状況

・木曽支部

8月下旬～9月　投稿フォーム改良、簡易マニュアル作成

9月～10月　　幹事会社にて試行、アンケート集計

Q1 投稿フォームの使いやすさ： *A1　使いやすい　1　一部使いにくい　1*
Q2 投稿フォームの改善点： *A2　JV 月報処理業務では、別紙 2-1　2-2 連動する集計数量をまとめに時間を要し、記載ミスがかさなり発注者に手間　ご迷惑をかけています。この点が改善できる使いよさはあろうかと思いますが、写真整理とセットなので印刷等ふくめスマホ限定では作業の効率を図ることができるかわかりません。写真の枚数制限の解除か増を希望します。*
Q3 ダッシュボードの使いやすさ： *A3 使いにくい　2*
Q4 ダッシュボードの改善点： *A4 集計の意味（場所）が分かりません。スマホで入力　それからパソコンで確認の状況なので使いよさ　いなかの判定はできていない。JV 構成員は紙ベースで幹事会社にもちこみ、それを幹事会社が確認のうえ、別紙様式 2-1　2-2 にまとめる業務に相当の時間が必要になっており負担となっている。投稿フォームの使いやすさあります。ダッシュボードの集計表がそのまま　別紙 2-1 にスライド集計ができれば相当の効率化が期待できると思う。*
Q5 本システムにより業務の効率化は図られるか。： *A5　変わらない　1　効率化が図られる　1*
Q6 システムでの手法についての感想： *A6 投稿フォームにより集計されたダッシュボードの集計表（別紙様式 2-2 相当）が連動して別紙様式 2-1 を集計表にしていただければ相当の労務軽減となる。*
Q7　入れて欲しい機能や課題　： *A7 除雪システムのような（月集計を紙ベースで提出）運用だと・・・．現在スマホによる投稿限定につき、長年パソコンで業務をしている者としては、使い買ってのよさ　悪さの判断ができません。理想をいえば JV 除雪業のような形式で月報処理業務ができれば、幹事会社の負担は軽減される。*

・松本支部

10月～　1工区にて試行

・須高支部

9月下旬　支部役員会にて説明　試行開始

資料　4

災害情報共有システムの利用率ＵＰに向けた今後の取組み

○災害時（緊急）の円滑な初動対応に向けて

目標：Ｒ７年度中に、協会員によるスマホでのスムーズな写真投稿を可能にする。

現状：毎年６月に協会員向けの説明会を実施しているが、参加者が固定化しており、未だ多くの協会員がスマホにアプリ（Survey123）をダウンロードすらしていない状況

訓練の内容と目的：

・緊急輸送道路（長野県緊急輸送道路ネットワーク計画）のパトロールを実施し、現地の状況を報告することにより、自らの支部管内の緊急輸送道路を把握するとともに、写真投稿の習熟度をはかる。

・訓練は年３回（Ｒ７年５月、９月、Ｒ８年１月）実施し、県参加を希望

訓練に向けたスケジュール：

Ｒ７年２月　　：第４回建設政策委員会において、長野技研より講習会の概要説明

Ｒ７年２～３月：本部で、各支部（３名程度）がＷｅｂ参加できる講習会を実施

Ｒ７年４～５月：各支部で、上記受講者が支部会員向けに同様の講習会を実施

Ｒ７年５月～　：訓練（年３回）

○小規模ＪＶ（平常時）への試行事例の報告…木曽支部ほか

・写真の投稿は容易

・ＪＶで利用するとなると、ライセンス（Viewer）一つだと、支部へ行かないと見れず運用困難

・アプリは修正可能だが、ＰＣはライセンス（MobileWorker）でないため修正不可

除雪機械運転講習に関するアンケート

○：支部として回答
数値：回答数および%

	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽		松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	長野	中高	飯山	協会
設問．1 除雪オペレーター講習の実施を希望しますか？																	
希望する	6	1	2	18		1	4	○						○		○	一部
希望しない	19	5	11	82	○	7	6		○	○	○	5	○		○		

設問．1で希望しないとお答えの場合は、設問．7へ　　↑%

	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽		松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	長野	中高	飯山	協会
設問．2 設問．1で実施を希望する場合、除雪機械は？																	
ロータリー除雪車	1						1										
除雪ドーザ	5	1	2			1	2									○	
両方				100			1	○						○		○	
設問．3 設問．1で実施を希望する場合、有効と思われる講習規模は？																	
全体（従来どおり）			1	50													
4ブロック単位				50										○			
支部単位	6	1	1			1	2	○								○	
設問．4 設問．2の講習規模で実施する場合、有効と思われる講習方法は？																	
講習会形式（従来どおり）	6		1	50			1							○		○	
熟練オペ運転の重機に同乗				50			3	○								○	
その他			1			1											

設問．4で「その他」とお答えの場合、具体的にご記入願います。

	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽		松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	長野	中高	飯山	協会
実操作	6																
上記講習方法の両方			1														
設問．5 設問．2～4で講習を実施する場合、実施の時期は？																	
1～3月	6	1	2	50			1									○	
4月				50			3	○						○			
設問．6 設問．2～4で講習を実施する場合、実施の場所は？																	
公道上（除雪稼働時）	5		1	100			1										
広い場所（公道以外）		1	1			1	3	○						○		○	
当支部以外	1																

設問．6で「広い場所」とお答えの場合、具体的な場所があればご記入願います。

	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽		松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	長野	中高	飯山	協会
南城公園(小諸市)、臼田総合運動場(佐久市)等		○															
冬季閉鎖となる場所																○	
設問．7 設問．1で実施を希望しない場合、理由をお聞かせください？																	
支部内のオペレーターが熟練者	15		4	100			4				○	5					
既に支部内で実施している													○				
その他	4		7		○		2		○	○					○		

設問．7で「その他」とお答えの場合、具体的にご記入願います。　}　別紙、コメント一覧参照
設問．8 オペレーター育成の課題、除雪全般へのご意見がありましたらご記入願います。　}

資料 5

除雪機械運転講習に関するアンケート（各支部コメント一覧）

設問．７：設問.1で実施を希望しない場合の理由で「その他」とお答えの場合、具体的にご記入願います。

南佐久	・開催時期が参加しにくい。 ・新規オペレーターの予定がない。 ・県除雪業務を受注していない。想定されている除雪機械を使用していない。 ・降雪対応の講習を受けたがその後実働がなく忘れてしまい実効性を感じない
上小	・なんとか対応できているため ・上田市で公共訓練実施に参加 ・雪のない所での訓練であり、路線や機械も違う為あまり意味がないと思われる。 ・対象者がいないため ・自社内のオペレーターが熟練者 ・除雪できるオペレーターを数人雇用している ・現時点において必要なし
伊那	・上伊那地域は降雪量が少なく、費用対効果及び実効性に欠けるため
飯田	・当社には熟練のオペレーターが在籍しており各除雪地区の特性にあったやり方でないと対応できないため。自社で育成できるのであればそちらの方が良いと思う。 ・講習場所が遠い
松筑	・実施する場合は会社単位としてほしい。
安曇野	・降雪量が比較的少なく、県貸与の除雪車も規格が小さく扱いが容易であり、またオペレーターが熟練者である。
中高	・自社の熟練オペレーターにより指導

設問. ８：オペレーター育成の課題、除雪全般へのご意見がありましたらご記入願います。

南佐久	・除雪は単価契約なので、時間がかかる下手なオペほどお金を稼ぐ。この問題を解決して欲しい ・高速道路ではワンオペでの除雪作業が始まりました。現在県除雪では1台の除雪車に必ず2名の作業員が必要となります。1オペの場合パトロール車での追従が必要ですが。人数を抱えている大きな会社では当番制などにより確保出来ていると思われますが労働人数の減少に伴い、除雪作業の方法も検討課題だと切に希望します。 ・そもそも社内に若い人材がいなければ難しい事とは思いますが、オペレーターも高齢化してきている会社も多いと思いますので、若い人材の教育が必要だと思います。
佐久	・オペレーターの高齢化、若者離れにより人員確保がきびしくなってきている。 ・*小規模補修（JV）と除融雪の一体化は、難しい。* ・*小破修繕との一体化を打診されているが、町場と山間部で降雪状況や、凍結状況に違いがあるため、一体化で管理するのは不可能。従来どおり個々での契約で行ってほしい。* ・除雪車両の年式が古くなり部品も無く修理代も掛かるので今後も除雪を行う必要があるなら買い替えたいので除雪車両購入の補助金を考えてもらいたい。もしくは修理代を出してもらいたい。 ・これから引き継いでいく若手のオペレーターの育成に有用な講習内容であるならば、是非参加したいと考えています。 ・オペレーターの育成をするにも若手社員が入社してこない現状。オペレーターが、老齢化してきて、除雪対応が年々、厳しくなって行く。建設業全般の老齢化が進む中、業界全般で対応策を考えて行く必要を感じる。 ・情報員待機補償費の確認が日本気象協会の17時発表のデーターを使っているが、あまりにも一致しなく、夜間に雪が降った場合など、途中で予報を書き換えてあります。書き換えたデーターを活用できないか？又、他の天気サイドデーターを活用できないか。
上小	【希望する方】 ・現状オペレーターが固定され、育成が進んでいない。数年先の社内の体制に不安がある。働き方改革が進むと、従業員に歓迎されない作業になっている。 ・年々雪が少なくなり除雪の回数が減り技術習得の機会が減っている是非講習を続けて欲しい。 【希望しない方】 ・昨日今日の人は無理、危険すぎる。人を特定して育成しなければ難しいと思う。 ・年々除雪回数が減少するなか、除雪機械の維持が困難になってきているので、機械管理費のアップをお願いしたい。 ・除雪作業を希望する社員がいません。夜中に作業するなんていくらお金を貰ってもしたくないという意見です。今の若者の考え方なのか働き方改革の弊害なのか、今後除雪業務が当社では出来なくなる可能性があります。

諏訪	・育成以前にオペレーターが高齢化しており、若手のオペレーターの確保が必要である。 ・将来的に業界全体で若手が不足してくる(若手の確保が難しい)。 ・諏訪地区は降雪が少ないため出動機会も少なく、オペレーター育成が課題です。北信地区の経験豊富なオペレーターの操作を参考にしたいと考えます。 ・機械によって操作方法が違うので、新しい機会を貸与される場合は、対象業者に対して各自に講習を実施して頂きたい。 ・働き方改革の面から、台風時にJRが実施している「計画運休」を見習い、県道等も降雪時には計画通行止めを実施し、昼間除雪ができるよう選択肢の一つとして考えてもらいたい。 ・オペレーターの力量(腕前)で、施工時間が大きく左右される。時間での精算であり、この業務は合理性に欠ける面が有ると考えます。 **・除雪時期の前に、危険と思われる舗装の不陸を修繕して欲しい。** *《青年部より》* ・現在、除雪や塩カル散布業務にて、スマホロガーが貸与されています。その機能は、稼働した場所、時間がGPSにより記録され日報にて簡単に出力できる機能があります。このスマホロガーを通年の小規模維持補修工事に活用できないでしょうか？例えば、①道路パトロールを行う際の時間の記録、②応急処理作業の時間の記録　など ・除雪業務で利用しているのですが、日報作成など書類作成が格段に楽になりました。 ・緊急性、突発性のある応急処理作業において、この事を何か利用できれば、作業や書類の省力化が図れるのではと思います。
伊那	・他の地域と比較し降雪量が多くない当地域において、将来的わたり除雪業務が今まで通り担えるのか下記の点を危惧している。 ①オペレーターの高齢化や人手不足が進む中、将来にわたって安定的な公共事業予算確保が確約されないと企業としての経営的費用対効果の面から、オペレーターや除雪機など将来を見据えた設備投資ができない。 ②併せて、不確実性が高く採算面も厳しい除雪業務を委託するには、企業として経営基盤の安定が不可欠であるため、持続的な予算確保されるのか危惧している。

飯田	・飯田下伊那地域は降雪量が少ない為、業務収入が限られます。維持費用もかさむので赤字になるのがほぼ確実です。維持費用が賄えるよう経費の計上をお願いします。また、機械の貸与ができる工区を増やして頂けると助かります。 ・各除雪地区の特性にあったやり方でないと対応できないため自社で育成できるのであればそちらの方が良いと思う。また、除雪オペレーターが複数名育成在籍しているのであれば総合評価落札方式等の更なる加点対象を検討してほしい。 ・南信州地域振興局管内において、弊社は除雪業務を本社所在地の地区とは別の地区で行っているが総合評価においての地域加点はされていません。本社地区以外でも除雪などの地域貢献を行っている業者には地域加点を行うべきであると思います。そうでない場合、本社地区以外で除雪業務をしている業者には行うメリットがないと思います。 ・南信地域は、除雪回数より凍結防止剤散布が多いので、総合評価において凍結材散布に加点をお願いする。 ・貸与機械については、発注者が納車・返納は行って頂きたい。 ・路面状況が確認できる様、WEBカメラの増設をお願いします。 ・*小規模補修（JV）と完全に一緒にするのは難しい。（現行のとおり）* ・長野県除雪管理システムで書類の作成は楽になったが、月ごとの除雪日誌や写真また請求書等を出力して紙で提出している。システムを使用しているので、出力して紙での提出ではなくクラウド上で決済処理してほしい。出力し提出しに行く作業が無駄である。 ・降雪量（スケールアップ）の写真はいらないと思う。 ・除雪期間のみ除雪ドーザをリースしているが、昨年は出動が一度も無く、機械管理費をもらっても赤字になった。また、一度や二度の出動では会社としての儲けの部分が出ないので対応をお願いしたい。 ・積雪の多いなどで他工区の応援に行く時があるが、どこの工区で対応しているか分かるようにしてほしいです。

※木曽支部は最終ページを参照

松筑	・除雪作業員が高齢化の為、一部の会社は除雪等を辞めたいとの話がでてきているので、県としても早急に対策会議を作り、今後はどのようにしたらよいかの検討を官民一体で進めてほしい。 ・除雪機械が信号待ち及び渋滞等で止まっている時間も稼働時間として計上をお願いします。 ・除雪機械の経費率も公共工事の経費率並みに上げるようにお願いします。 ・各除雪機械の稼働時間を１０分単位（１０分以下は切り捨て）から分単位での精算でお願いします。 ・除雪路線で、工事施工区間内は工事請負会社で除雪する事の徹底を再度お願いします。 ・除雪機械は、今後機械が老朽化しても新たに購入する余力がありませんので、徐々に貸与機械の導入をお願いしたい。どうしてもだめなら、リース除雪機械は全て発注者側で契約してから貸与をお願いします。 ・待機料について、出動の有無にかかわらず待機料の計上をお願いします。 **・GPS管理であれば、着手前、作業中、完了後の提出用写真の簡素化をお願いします。**
大北	・小雪時の最低保障についてはまだ不十分と思います。制度の拡充・増額を希望します。
更埴	・除雪車（ド-ザ-）など、希望している業者には貸与車にしてほしい。 ・講習会自体は有意義と思うが、現場を休工して講習にいかせるのは負担が大きい。 ・何らかの助成がほしい。年に1.2回の出動でリース機になれる前に期限が切れてしまう。
須坂	・須坂支部においては、毎年須坂建設事務所と協力をして行っており、ほかの支部やエリアで行う場合は個別で参加を お願いする。
長野	・除雪オペレーターの育成は簡単にできるものではありません。免許取得、オペレーターの経験、道路の状況把握などとてもお金も時間もかかります。オペレータに対する割増賃金や待機の経費、免許所得、教育、機械取得に対しての補助などをしっかり検討いだただきたい。 **・尿素の価格が高いうえに、使用頻度が低い地域では１年経過すると劣化のため使用できなくなる。**

中高	1．できる限り熟練オペレーターと若手オペレーターと組んで除雪作業をしております。急ぎでない・特に支障物もない箇所で若手オペレーターに教育しております。 2．オペレーター教育について、雪がない（グリーンシーズン）でロータリー除雪車・除雪ドーザ・除雪グレーダー等実際にエンジンをかけて運転する教育もしたらどうでしょうか？ 3．支払いが遅くれるのは、契約約款上いかがなものか。 *《青年部より》* ○除雪労務費単価について 　数年前から、土木一般世話役の除雪労務費単価（平日昼間）の割増率が「1」を割っていましたが、今年はついに特殊運転手と特殊作業員も「1」に満たない数字となりました。ほぼ夜間の稼働ですが、昼間の稼働もゼロではありません。夜間より継続し休憩をはさみ、日中も作業を行っています。 　ただでさえ、熟練の運転手も高齢化が進み、人手不足・担い手不足のなか、トドメを刺すようにマイナス要因が増えるのは、いかがなものでしょうか。さらに、システムでの稼働管理は楽な反面、稼働時間が10分単位で切り捨てられているので、いくら大雪でも「昼間は稼働するな」と言わざるを得ない状況です。除雪をせずに通常業務をしていた方が単価もよく、17時以降20時まで残業した方がお金になるということです。 　割増率などを決定する建設部等の方々に、計算上の数字で判断するのではなく、少しでも自分に置き換えて検討してもらいたいです。
飯山	①除排雪経費の基本料金支払い制度の導入 基本料金（待機料）を大幅に引き上げ月別精算から前払いに変更。※固定費は降雪量に関わらず係る金額であるため、①の提案事項採用を行う事で、安定した除雪体制が維持できますし、人員・機材への投資も可能になります。 なお、県内市町村（飯山市、信濃町）、他県市町村（妙高市、十日町）ではすでに導入されている事例あり ②オペレーター資格取得に向けた助成金制度の充実 ③１オペレーターでの作業…他県の事例（秋田県はWebカメラ併用）を考慮願いたい。

21

（木曽支部）

除雪機械運転講習に関するアンケート集計表

提出：令和6年11月21日（木）

支部会員　1	希望しない	道路、除雪機械がそれぞれ違うから
支部会員　2	希望しない	支部内のオペレーターが熟練者
	除雪のインセンティブを復帰させてほしい．なくなってから，除雪を辞める業者が現れ，JVの幹事の業者にしわ寄せがきている．建設業者が除雪をやりたくなるような制度作りの策定をお願いしたい． （例えば，除雪に参加している業者だけが，入札に参加できる工事を年間10本以上発注するなど）	
支部会員　3	希望する	4月・除雪ドーザ・講習会形式(従来どおり)・公道上（除雪稼働時）
	温暖化の影響もあり除雪出動回数が少なくなってきており、自社保有の機械維持が困難となってきている。 機械管理費の大幅な増額と、除雪可動費算出時の特殊運転手の単価を、除雪に特化した単価を別で設けていただきたい。	
支部会員　4	希望する	4月・除雪ドーザ・熟練オペ運転の重機に同乗・広い場所（公道以外）弊社土場
	オペレーターの高年齢化、また除雪機械の価格高騰、維持費の高騰すべてにおいてマイナス面が浮き彫りになっています。 但し、今後も切り離せない作業です。根本的な改革を行わなければ今後さらにひっ迫するので、各種価格の改訂やオペレーターの育成に注力するべきかと思います！	
支部会員　5	希望しない	支部内のオペレーターが熟練者
支部会員　6	希望する	1～3月・支部単位・ロータリー除雪車・熟練オペ運転の重機に同乗・広い場所（公道以外）
	除雪作業開始のGPS起動時間が掛かりすぎ、又途中で切断、起動したりする為、タスクメーターの取り込みをしないといけない。 温暖化で除雪が少なくなって来ている中、燃料高騰(全国一高い)及び除雪契約が、JVになった為、JV経費が掛かるが、事務所経費は今までと同等にかかるので、単価の見直しをお願いしたい。	
支部会員　7	希望しない	支部内のオペレーターが熟練者
支部会員　8	希望しない	その他
	既に後継者がいないため、除雪作業から撤退を検討している。 機械の維持管理、オペレーターの後継者不足、全てにおいて、問題があり、除雪作業を維持することが出来ない。	
支部会員　9	希望しない	支部内のオペレーターが熟練者
	長野県内で特に木曽地方は燃料単価が高いので地域価格に沿った価格設定を希望します。	
支部会員１０	希望する	4月・支部単位・除雪ドーザ、ロータリー車・熟練オペ運転の重機に同乗・広い場所（公道以外）
	平日は他の作業、休日は家族を犠牲にして除融雪を行っています。この苦労に報いるには相応の対価を支給したいのですが、単価契約の金額があまりにも低いため無理を押して作業をお願いしている現状です。このままではオペレーター育成どころか、現オペレーターも先々従事しない心配があります。	

資料No. 6

令和６年度　地域を支える建設業検討会議

第２回「施工・品質確保分科会」

次　　第

日時：令和６年12月５日（木）10:00～12:00
会場：長建ビル５階会議室

１　開　会

２　あいさつ（長坂座長）

３　議　事
　１）県からの報告事項
　　(1)工事書類の統一化について
　　(2)工事書類簡素化ガイドラインの意見収集について
　　(3)盛土規制法の規制区域指定について
　　(4)電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）について
　２）協会からの報告事項
　　(1)設計に伴う手戻り工事案件調査結果について
　　(2)信州大学工学部建築学科現場見学会について

４　閉　会

令和6年度 地域を支える建設業検討会議

第2回「施工・品質確保分科会」出席者名簿

（敬称略）

所属		役職	氏名	備考
県建設業協会		副会長	長坂亘治	座長
		建設技術委員長	矢野健太郎	
		建設技術副委員長	黒澤和彦	土木小委員会委員長
		〃	中村正	建築小委員会委員長
		建設技術委員	石田耕一	建築小委員会
		〃	大平敏一	土木小委員会
		常務理事	岩下康之	
		技術部長	川住淳一郎	事務局
県	農地整備課	主任専門指導員	欠席 （和田光由）	
	森林政策課	主任専門指導員	百瀬直孝	
	建築住宅課	主任専門指導員	土屋剛	技術力の確保・向上分科会
	契約・検査課	主任工事検査員	後藤謙一	
	都市・まちづくり課	担当係長	三宅隆憲	
		技師	松山智矢	
	技術管理室	基準指導班 副主任専門指導員	石坂公成	事務局
		準指導班 主任	下川雄央	事務局

注）県の出席者は議題により変更となります。

第２回「施工・品質確保分科会」実施概要

（アンダーライン部分は協会からの意見等）

１　開催日時：令和６年12月５日（木）9:50～11:35
２　開催場所：長野市　長建ビル５階会議室
３　議　事

（１）工事書類の統一化について

（長野県）国と進めている工事書類統一化（主に契約関係書類）について、９月９日に建設技術委員会土木小委員会で説明した内容を基本に国との協議を進めている。概ね協議も整い、来年２月には様式を確定し、７年度から新様式での運用を開始したい。

（協会）工事名に長い事業名や複数の事業名が入っているのを、国のように簡潔にできないか。

（技術管理室）難しいが検討したい。

（２）工事書類簡素化ガイドラインの意見収集について

（技術管理室）大幅な見直しを行い今年度４月から適用している標記ガイドラインについて、さらなる改善の意見をいただきたく協会宛に依頼している。ただ、今回は内容の大幅な見直しというより部分的な見直しを行い、現行のガイドラインをより使いやすいものにしていくという位置づけである。意見を踏まえて改正を行い、工事書類の統一化を組み込んだ工事書類簡素化ガイドラインとして制定する予定。

（協会）県からの依頼を受け協会支部長あてに文書を発出し依頼している。

（３）盛土規制法の規制区域指定について

（都市・まちづくり課）盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事・特定盛土等の２種類の区域）を来年５月に指定予定で現在パブコメ募集中（12月16日まで）。区域は２種類合わせて県内全域が該当する。工事現場内に一時的に堆積する場合など適用除外があるものの、規制区域内は知事許可が必要となる。

（協会）公共事業ということで残土処理について発注者の方でもっと真剣に考えてもらいたい。無許可の場合は罰則についてはどうか。また、パトロールなどは行うのか。

（都市・まちづくり課）無許可の場合個人には懲役刑等、法人には重科として３億円以下が課せられる。定期的にパトロールを行うというより、特別に問題ない限り、建設事務所の担当部署で衛星写真により定期的に見比べを行うことを想定している。指定は５月から予定しているので、その前に協会にも通知を出して周知を図りたい。また、ストックヤード等の情報があれば協力いただきたい。

（協会）周知の依頼は対応したい。ストックヤード等については、具体的な相談があれば内部で検討したい。ところで、区域指定後は県工事での発注にあたって残土処理場の指定を設計図書で示してもらえるのか。

（技術管理室）処分場所については指定が原則なので、発注に当たっては指定し

ていくような方針であるが、想定で出すケースもあるので、そうした場合は、許可等の申請に日数がかかる場合があるので、それを加味して発注するということも含め、今後方針を検討したい。
建設事務所、市町村、協会による「建設発生土受入地地域連絡会」により、建設発生土の工事間利用や受入地等の確保を進めているところ。受入候補地などの情報提供や確保に向け協力をお願いしたい。

（4）電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）について

（技術管理室）来年度から従来の電子媒体による方法から、オンラインによる納品システムに変更する予定。現在説明会や実際に操作する試行運用会を行っている。これを踏まえ、令和7年4月からこのシステムを運用していきたい。
(協会)容量はどのくらいか。ASP利用とは現行の協議書取り交わしの他に工事書類もこれを通じてということか。しゅん工検査でもこのシステムにより行えるのか。
(技術管理室)1工事50GBまで。ASPで工事書類を納品することになる。しゅん工検査は、本システム運用後もこれまで同様の方法を予定している。運用を進めていく中で、本システムが使えるか会計局と相談しながら検討していきたい。

（5）設計に伴う手戻り工事案件調査結果について

（協会）支部を通じて該当案件を募ったところ、全体で23案件の結果となった。これを基にこれから県で検討いただくことになると思うが、最終的には三者協議の場を設けていただけるようお願いしたい。
（技術管理室）中身をしっかり拝見させていただいて、わからない内容などで聞かせてもらうので、協力をお願いしたい。

（6）信州大学工学部建築学科現場見学会について

(協会)11月13日に見学会を実施した。見学の後学生と意見交換を行い、合わせてアンケートも実施した。意見交換やアンケートで、今の若い人が何を考えているのか、採用する上でどういった点を考慮すれば採用につながっていくのかというところに着目している。現場見学は、現場を知らない学生が非常に多く、実際現場でどんなことをやっているのかというのが分かってもらえる機会として必要であると考えている。信大工学部建築学科との交流は、これで5回目、現場見学は3回目で、あまり採用の実績につながってはいないが、休みだけではないやりがいを求めている学生というのも結構いることがわかり、考え方もだんだん変わってきているような気がする。

長野県における盛土等の規制

Ⅰ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

■ 条例制定の背景

✓ 令和３年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、長野県では市町村と連携し、盛土等流出により土砂災害が発生するおそれのある箇所（696箇所）を抽出し、緊急点検を実施

✓ 令和３年８月11日付けで国から依頼された「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）」により、長野県では1,087箇所の点検を実施

⇒ 直ちに土砂災害が発生する**危険な盛土は確認されなかった**が、手続きが取られていない盛土や**必要な災害防止措置が取られていない盛土が存在**

点検結果を踏まえ

盛土等を一律的に規制する条例制定の検討を開始し、
令和５年１月１日に「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を施行し、県内の盛土等の規制を開始

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例による規制内容

①一定規模以上の盛土の許可制

下記の規模以上の盛土等を行う場合、知事の許可を必要とする

1）土砂等の盛土等の面積が**3,000㎡以上**

2）土砂等の盛土等の高さが**５ｍ以上**

②責務と役割

盛土等に関し、**盛土等を行う者、土地所有者、土砂等を発生する者**及び県の責務と役割を明確化

③勧告及び命令

盛土等の崩落による災害を防止するため、盛土等を行う者等に対して、**必要な措置命令、停止命令又は許可の取消し**を行うことができる

④罰則

最高で**２年以上の懲役または100万円以上の罰金**

Ⅱ 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

■ 長野県における取組

✓ 令和５年５月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行

✓ 長野県では、これまで旧宅造法による規制区域の指定を行っていなかったが、危険な盛土等を規制する法律として抜本的な改正が行われたことから、盛土規制法による規制区域の指定を行う予定

✓ 同法による盛土規制に向けた検討・執行体制の整備を推進

■ 基礎調査の実施

✓ **令和５年度から**規制区域を指定するための**基礎調査に着手**

✓ 周知期間を含め、**令和７年５月の規制区域の指定**を予定

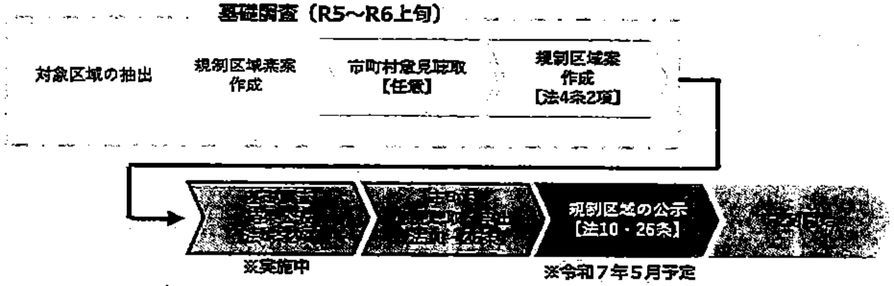

■ 規制区域指定の方針

宅地造成等工事規制区域

○ 都市計画区域のうち**「市街化区域」「用途地域」**

○ 集落の区域　✓ **50戸**以上の人家等が**50m**以内で連たんする区域

✓ 区域の設定は**100mメッシュ**

○ 隣接・近接する土地の区域は**平地50m／傾斜地250m**

特定盛土等規制区域

○ 宅地造成等工事規制区域を除く**県内全域**

■ 規制区域（案）に係るパブリックコメントの予定

令和6年11月1日（金）～12月16日（月）まで

■ 規制区域のイメージ

○ 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。

○ 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

＜宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ＞

【保全対象】
・市街地、集落
・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設
・道路等の公共施設　等

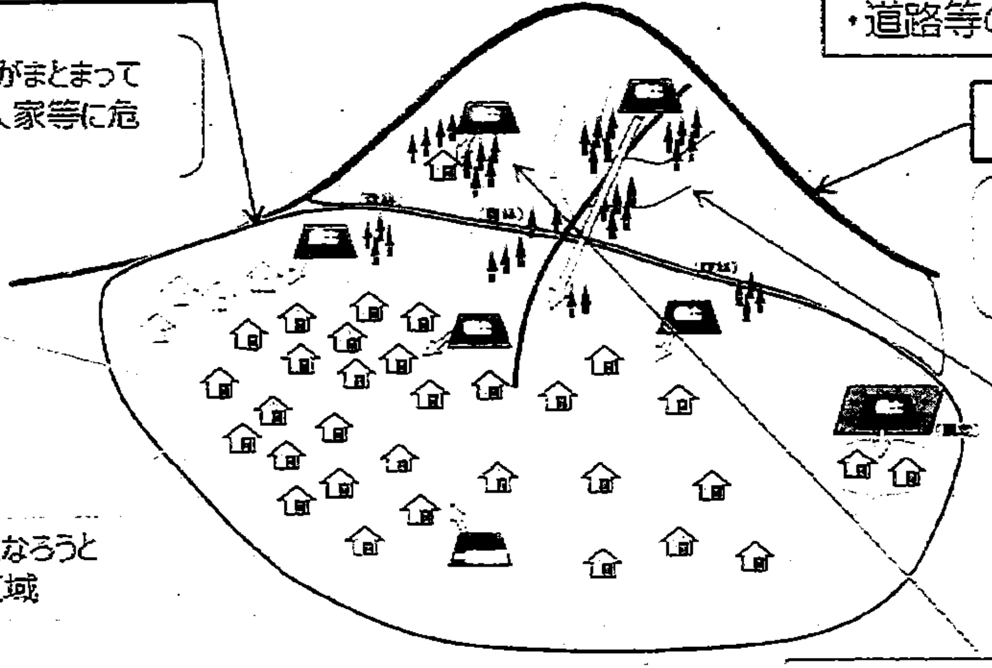

■ 規制対象となる規模

○ 盛土規制法の規制対象となる盛土等の規模は、盛土で高さが1m超の崖を生ずるものや、盛土又は切土の土地の面積が500㎡超となるものなど。

○ 規制対象となる行為は、宅地の造成に加え、残土処分場や太陽光発電施設の設置のための盛土・切土など。

【対象となる盛土等の規模】

赤文字 宅地造成等工事規制区域　青文字 特定盛土等規制区域

※ 赤文字規模から届出対象
※ 許可対象規模は条例で引下げ可能

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）（注）
イメージ図	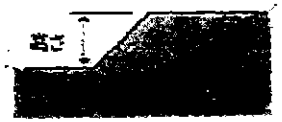	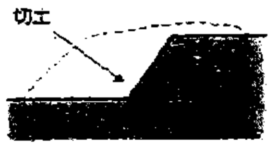	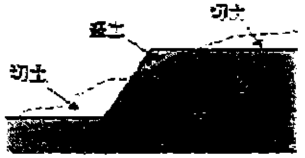	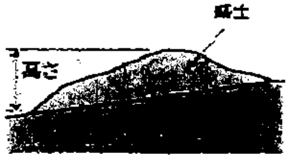	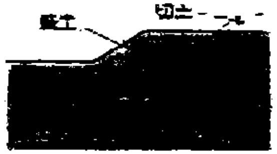

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

（注）盛土等を行う前後の地盤面の高さの差が30cm※を超えるもの（※条例で設定可能）

規制対象となる行為

例えば…　●宅地を造成するための盛土・切土　●残土処分場における盛土・切土　●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土　等

<一時的な土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

規制対象となる行為　例えば…　●土石のストックヤードにおける仮置き　等

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に対する県民の皆様からのご意見を募集します

「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」に基づく規制区域（案）について、下記のとおり県民の皆様からご意見を募集します。

1　概要

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する盛土規制法（令和5年5月26日施行）に基づき、県では、新たな規制区域の指定に向け基礎調査を実施しました。

この度、その調査結果に基づき規制区域（案）を策定しましたので、皆様からのご意見を募集します。

2　募集期間

令和6年11月1日（金）から12月16日（月）まで

3　宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）の閲覧方法

（1）建設部都市・まちづくり課ホームページをご覧ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou.html

（2）県庁建設部都市・まちづくり課、県庁行政情報センター、各地域振興局の行政情報コーナーでもご覧いただけます。※平日8:30～17:15（土日祝日を除く）

4　ご意見の提出方法及び提出先

別紙「意見提出様式」により、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

（1）電子メール　toshi-machi@pref.nagano.lg.jp
件名は「【パブリックコメント】盛土規制区域（案）に対する意見」としてください

（2）ファクシミリ　026-252-7315

（3）郵送　〒380-8570（県庁専用番号のため住所記載不要）
長野県　建設部都市・まちづくり課　都市計画係あて

5　その他

・お寄せいただいたご意見は、個別に回答はいたしませんが、ご意見の概要と県の考えを個人・団体名が特定されない形で長野県ホームページに公表する予定です。
・ご記入いただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。
・ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での意見は受付いたしません。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る
しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～
（長野県総合5か年計画推進中）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
【長野県は「SDGs未来都市」です】
長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

（問合せ先）
担　当：建設部　都市・まちづくり課
都市計画係　今吉、三宅、堀内、松山
電　話：026-235-7297（直通）
ファクシミリ：026-252-7315
E-mail：toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

■ 規制区域（案）

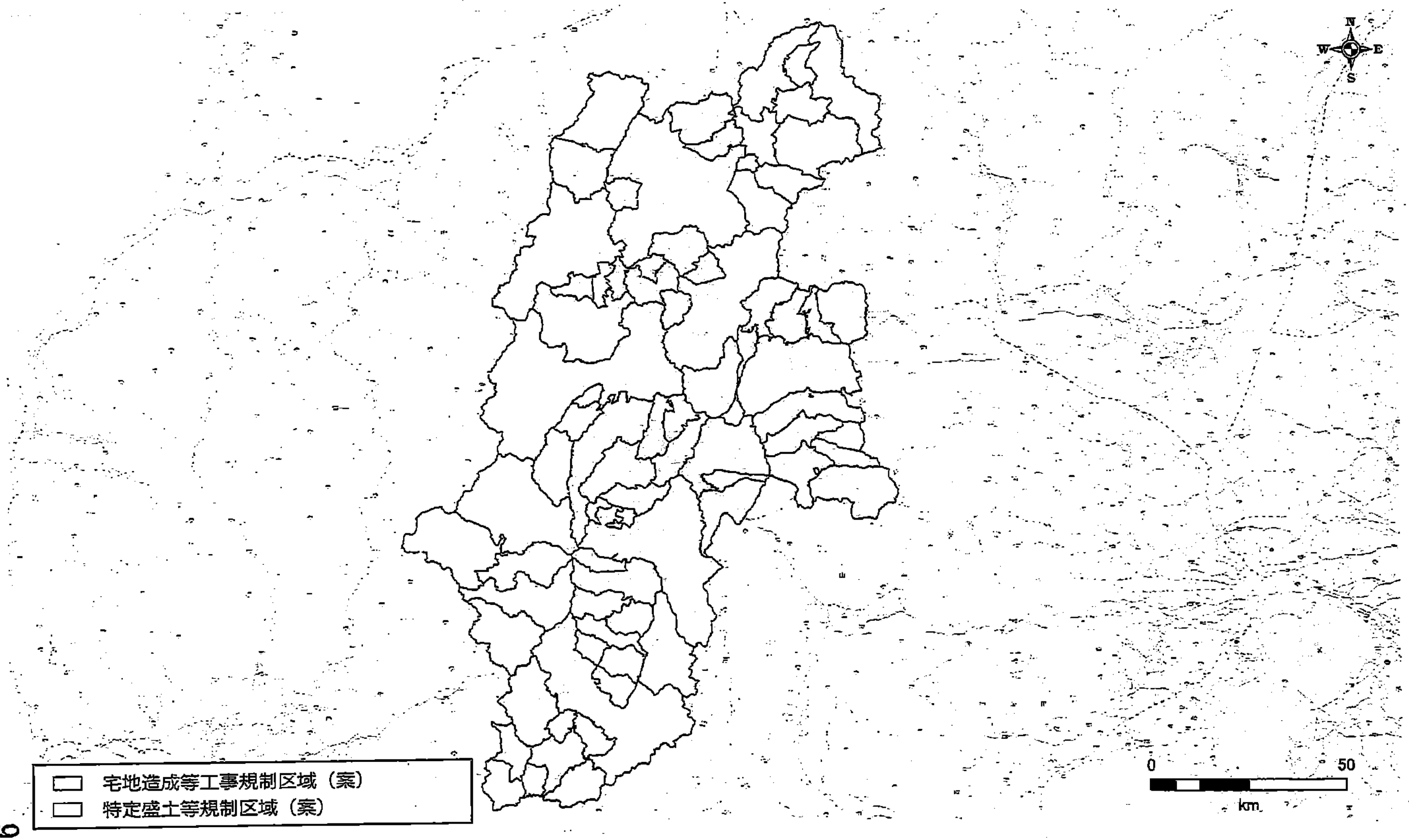

9

土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を規制する取り組みが始まります

盛土規制法が（宅地造成及び特定盛土等規制法）令和5年 5月26日 に施行され、

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

令和5年3月版発行：国土交通省都市局都市安全課・農林水産省農村振興局農村計画課・林野庁森林整備部治山課

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています！

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。（詳しくは3ページをご確認ください。）

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。

R3.7 静岡県熱海市　死者28名、住宅被害98棟

▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています！

廃棄された土石の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め

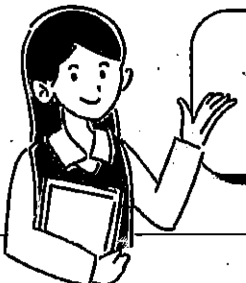

危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための
取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる
エリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途（宅地、農地、森林）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ
都道府県知事等※の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知（説明会の開催等）が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、
土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。
原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。
土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に
対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

規制区域について

規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、
都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

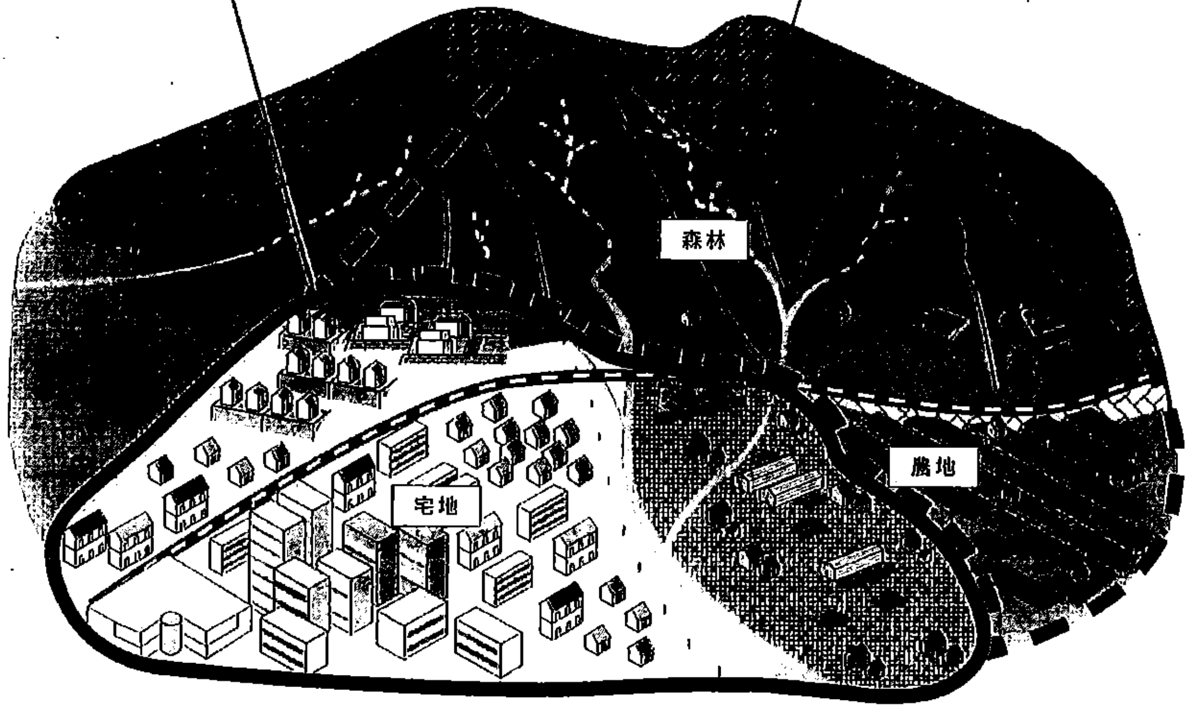

規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

<規制区域の指定の流れ>

基礎調査の実施 → 規制区域(案)の作成 → 関係市町村長の意見聴取 → 規制区域の公示(指定) → 規制区域内の盛土等の工事が許可の対象に

規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- ●技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- ●許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

＊宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
＊特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
＊都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

〈適用除外〉

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの　など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域　青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土　●残土処分場における盛土・切土　●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土　等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図			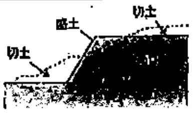	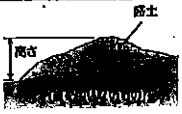	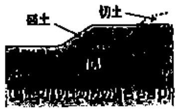

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き　等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

＊各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

- 都道府県や市が許可地の一覧を公表
- 工事主が工事現場に標識を掲示
- 工事主が周辺住民に事前周知

注 意
●無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
●法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

規制対象の技術的基準

土地の形質の変更(盛土・切土)

イメージ図(盛土)

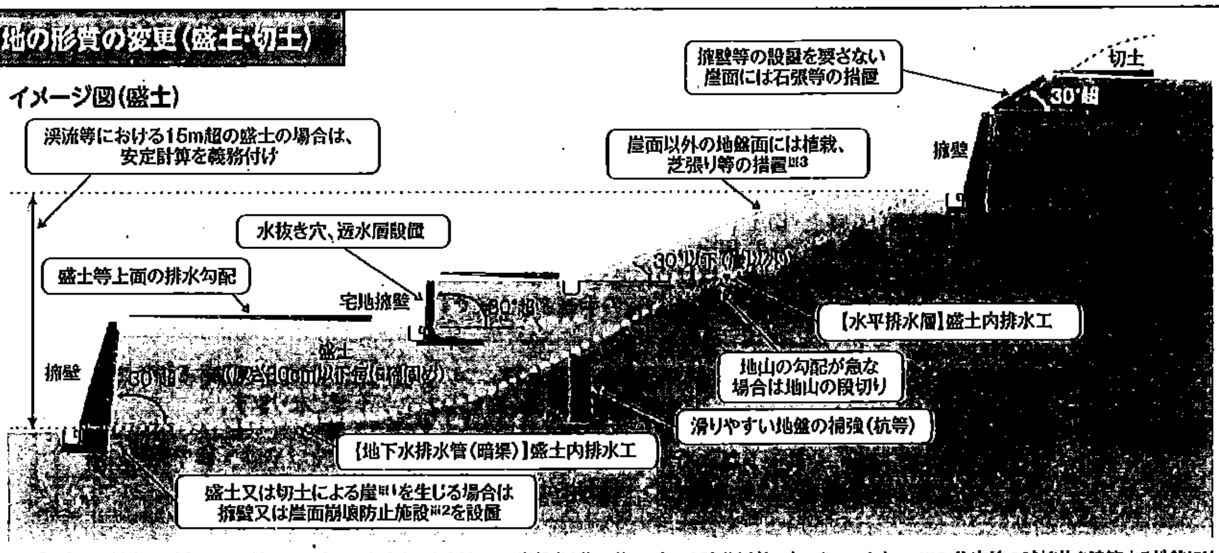

※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製枠工等)は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

一時的な土石の堆積

イメージ図

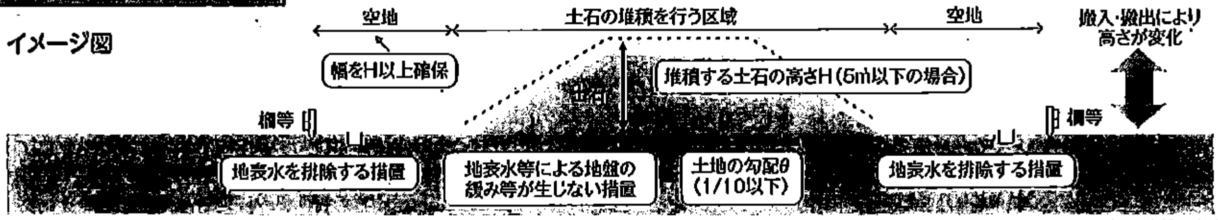

※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 ※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- ●土地の所有者等全員の同意
- ●周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

③ 工事着手

●現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

●定期報告※1

工事の施行状況について、3ヶ月※2ごとに報告

●中間検査※1

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※1 一定規模以上の盛土等が対象です。
※2 各都道府県等の条例により期間が短くなっている場合があります。

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

注意 規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出することが必要です。

規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	－	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
宅地造成等工事規制区域	一時的な土石の堆積	－	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	－	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	－	許可対象すべて	許可対象すべて

＊各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土等を安全に保つ責務

管理責任	盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。
監督処分	災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

不審な盛土等を発見したら、地方公共団体までお知らせください!

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。
事業者の皆様におかれましても、不審な盛土等が行われている場所を発見したら、地方公共団体の盛土規制担当部局までお知らせください。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するため、ご協力をお願いします。

盛土等について Q&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。
ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか？

各都道府県知事等のウェブサイトで確認することができます。

Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか？

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。
許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。

Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かをご確認ください!

盛土規制法に基づく規制区域が指定されたエリアでは、盛土等を行う工事主※が同法に基づく許可申請を行う必要があります。土砂等を扱う事業者間で必要な手続きを確認しましょう。

※宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

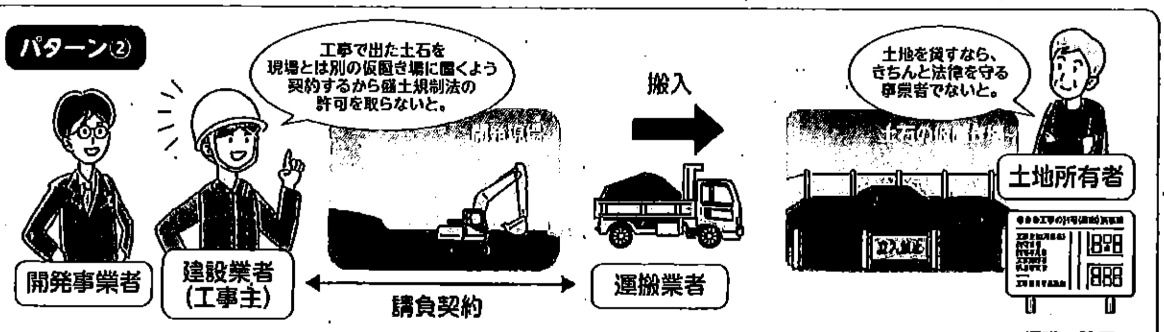

※開発事業者と建設業者との契約内容等によっては、開発事業者が工事主となる場合があります。

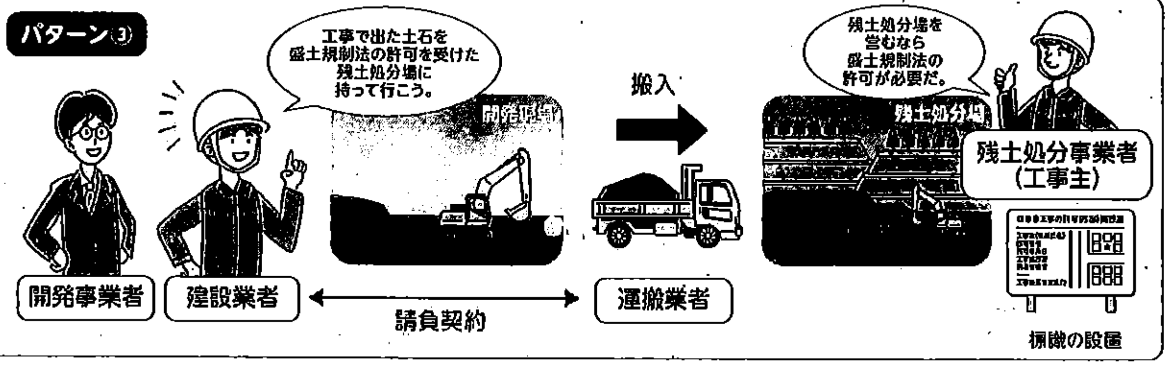

注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省　https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html
農林水産省　https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html
林　野　庁　https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html

国土交通省　農林水産省　林野庁

電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）の導入

現状と課題

- 平成15年度から「電子納品対応システム（以下、現行システム）」を活用
- 現行システムの納品データは、現地機関に設置されたHDDに保存されており、3次元化に伴うデータ量の増大やデータ消失リスク等が課題
- 受注者がアクセスできないため、受発注者間のデータ共有に手間が発生

目指す姿

- 保存領域をクラウドにすることで、データ量の増大やデータ消失リスク等の課題が解消され、適切かつ安全な保管管理や、受発注者間の円滑なデータ共有が可能
- 「情報共有システム（ASP）※1」との連携により、協議に用いたデータを電子納品として移行でき、工事書類の作成作業が省力化

※1：インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、受発注者の協議を電子データにより行うもの

＜現行システムの体系＞

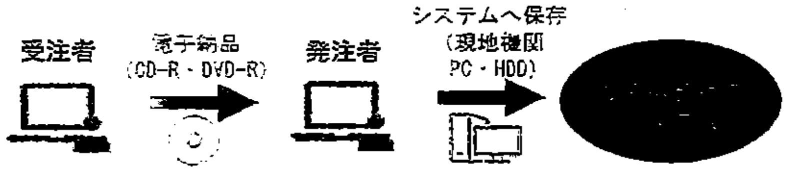

＜新システムの体系＞

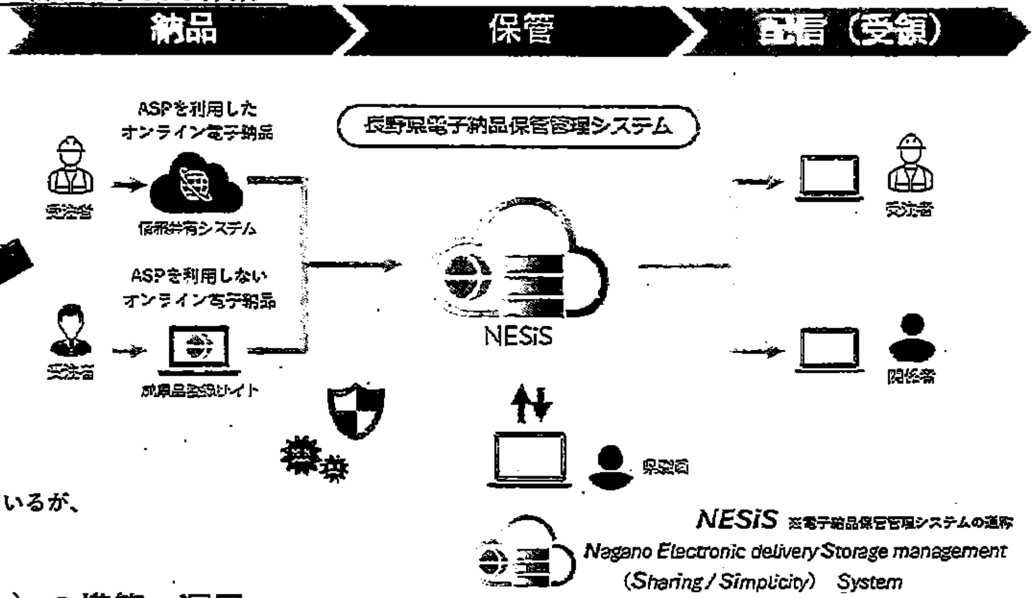

＜新システム導入による運用＞

①オンライン電子納品原則化
　R7.4.1以降に竣工（完了）する工事・業務
　※建設部、農政部、林務部、企業局、環境部の一部、企画振興部の一部が参画

②情報共有システムの業務原則化
　R7.4.1以降に起工・起案する業務
　※R6.10からの原則化では、事前準備により利用しないことができることとしているが、R7.4からはこの適用除外を廃止。工事は既に原則化済み。

主な取組

新システム（電子納品保管管理システム）の構築・運用

※2：現行システムの契約（運用）は令和6年度末まで

	令和５年度	令和６年度 ※2	令和７年度	令和８年度	令和９年度
新システム（電子納品保管管理システム）構築・運用	関係部局とWG（勉強会・意見交換など）実施	システム開発 発注・構築	システム運用		

電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）の導入

<u>○円滑な導入に向けた取組</u>

10/23.25　発注者向け説明会（松本合同庁舎、長野県庁）

11/7　受注者向け説明会（オンライン）

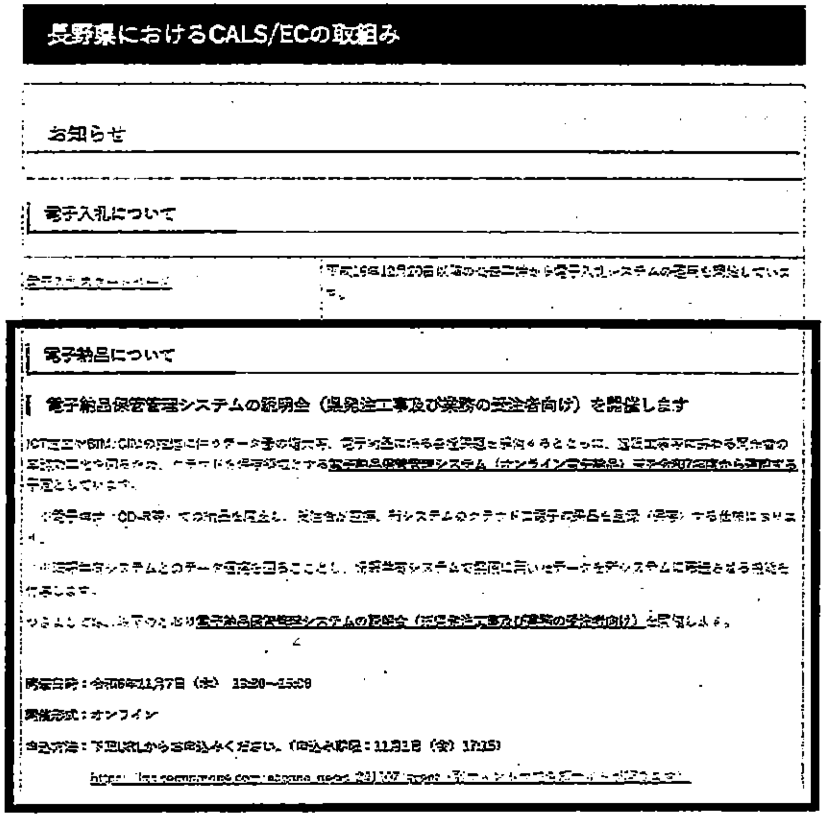

<u>～オンライン説明会の様子～</u>　※延べ350名出席

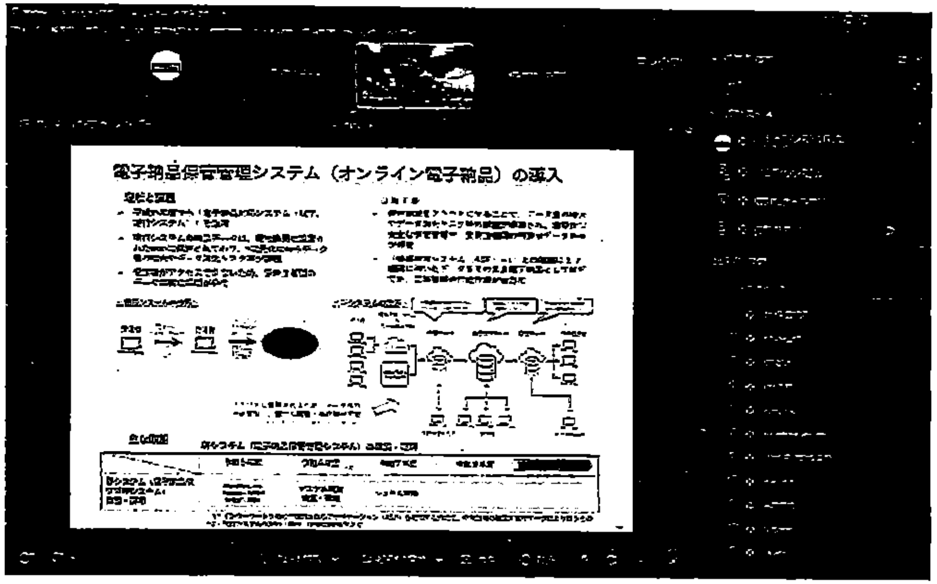

12/4　試行運用会　・・・AM発注者向け（10名）　PM受注者向け（10名）

目的：令和7年度から運用を開始する「電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）」について、システム（試行版）を受発注者の電子納品に携わる方々に体験いただき、頂戴した意見等を反映することで、より使いやすいシステムの導入を図る。

19

令和6年度　地域を支える建設業検討会議

第2回「施工・品質確保分科会」　資料

議事　2）協会からの報告事項

（1）設計に伴う手戻り工事案件調査結果について

設計に伴う手戻り工事案件に係る調査　総括表

支部名	回答数	発注機関	
		建設部	林務部
南佐久	4	3	1
佐久	1	1	0
上小	0	0	0
諏訪	4	4	0
伊那	1	1	0
飯田	0	0	0
木曽	2	2	0
松筑	1	1	0
安曇野	0	0	0
大北	5	5	0
更埴	0	0	0
須坂	1	1	0
中高	0	0	0
長野	3	3	0
飯山	1	1	0
計	23	22	1

資料No. 7

参　考

「けんざか茂範」氏　講演会　次第

（全体で４０分）

進行：支部長

【出迎え：名刺交換（支部長、副支部長、理事）】

１．開式の辞　支部長（１分程度）

２．主催者挨拶　副会長又は支部長（４分程度）
　　（けんざか氏、奥村氏の紹介含む）

（けんざかさん為人のご紹介）

３．講　演　会（２０分程度）

４．地域の課題、要望（５分程度）
　　発言者　２名～３名事前に決めておく

５．ガンバロウコール（４分程度）
　　音頭をとる人を事前に決めておく

６．閉式の辞 支部長（１分程度）

【見送り　会場出口で握手】

（上記計＝３５分　＋　余裕＝５分　合計＝４０分）

※その他
- 会場装飾：けんざか氏ポスターの掲示
- 配布用リーフレット等を来場者に配布
- 昼食会場となっている支部においては名刺交換を昼食前にお願いします

自由民主党参議院比例区支部長（建設産業）　けんざか茂範 氏　１２月２３日～２４日来訪スケジュール

１２月２３日（月）スケジュール

佐久平駅	A	佐久市役所	B	南佐久、佐久合同	C	昼食	上小支部 講演会	D
9時５２分着 東京駅 8:41発 はくたか555	→	表敬訪問 １０時１０分～ １０時３０分	→	佐久支部 １０時４０分～ １１時２０分	→	上小支部 １２時～１３時	上小支部 １３時～ １３時40分	→

上田市役所	E	長野市役所	F	北信ブロック合同	G	ホテル着	懇親会
表敬訪問 １４時～ １４時２０分	→	表敬訪問 １５時３０分～ １５時50分	→	長水建設会館 １６時～ １６時４０分	→	メトロポリタン長野 １７時着 チェックイン	メトロポリタン長野 （3階　戸隠） １７時３０分開始

１２月２４日（火）スケジュール

ホテル発	H	安曇野市役所	I	中信ブロック合同	J	諏訪市役所	K	昼食
7時１５分出発 安曇野市へ	→	表敬訪問 8時３０分～ 8時５０分	→	松筑建設会館 9時４０分～ １０時２０分	→	表敬訪問 １１時２０分～ １１時４０分	→	諏訪支部 １１時４０分～ １２時１０分

諏訪支部 講演会	L	案内中部地方整備局	M	伊那支部挨拶	N	伊那市役所	O	飯田支部挨拶
諏訪支部 １２時１０分～ １２時５０分	→	中部地方整備局 三上連携役引継ぎ １３時	→	協会伊那支部 １３時４５分～ １４時２５分	→	表敬訪問 １４時４０分～ １５時０５分	→	協会飯田支部 １６時～ １６時４０分

飯田市役所	P	名古屋駅	Q	東京駅
表敬訪問 １６時４５分 １７時	→	着１９時 発１９時２０分 （のぞみ４６）	→	着２０時５７分

※ 移動手段

A区間 ～ G区間迄全て依田副会長車（同乗者：けんざか氏、奥村氏、木下会長）

H区間 ～ I区間：深澤副会長車（同乗者：けんざか氏、奥村氏）

J区間～K区間：松木諏訪支部長車（同乗者：けんざか氏、奥村氏）

L区間 ～ Q区間全て：中部地方整備局担当

【その他】

・後日、参加者名簿の提出をお願いします。（会社名、氏名）

・２３日（上小支部）、２４日（諏訪支部）の昼食代は、支部で立替払いをお願いします。（後日、請求書を協会本部へお送りください）

15年

資料No. 8

新入社員研修受講者等在籍者調査について

令和6年12月
（一社）長野県建設業協会

1.H22～R6（16年間）の受講者輩出会員数について（全体）

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽	松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
会員数	9	13	7	9	14	5	5	16	4	8	3	6	7	22	2	128
受講者数	106	122	59	100	74	71	22	92	6	110	6	52	53	192	22	1087

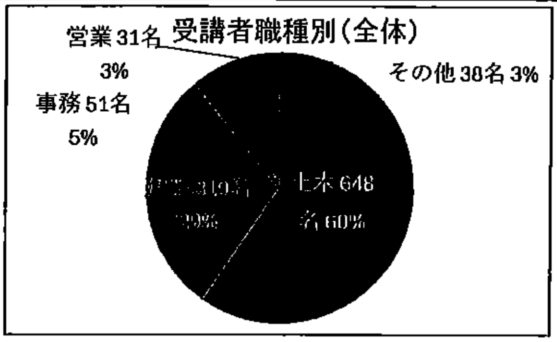

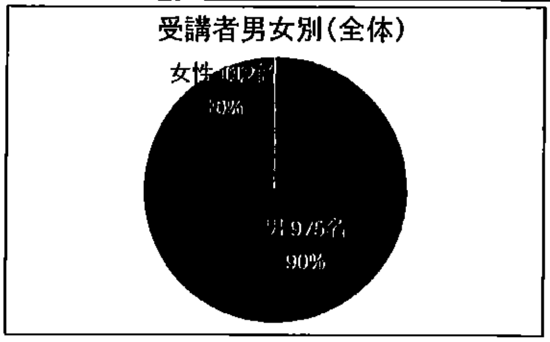

2.今回の在籍者調査回答会員数について

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽	松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
会員数	9	11	6	7	14	5	5	12	3	8	3	6	7	17	1	102
受講者数	106	114	52	58	74	71	22	55	5	110	6	52	53	135	5	918

3.回答のあった受講者918名のうち、

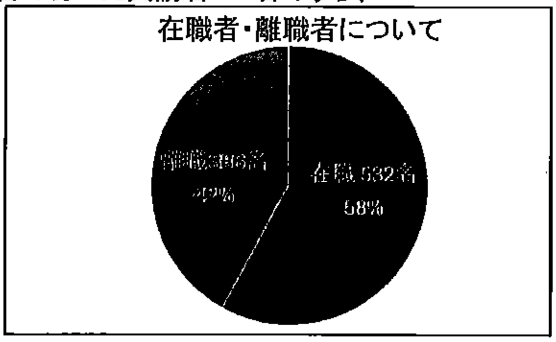

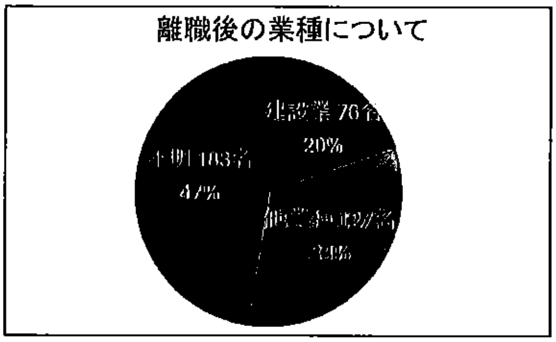

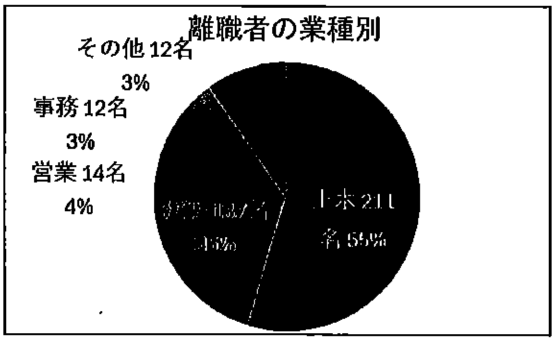

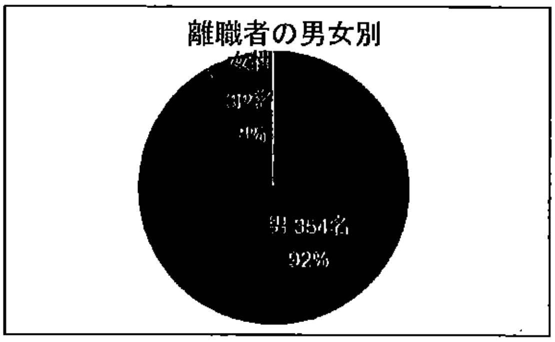

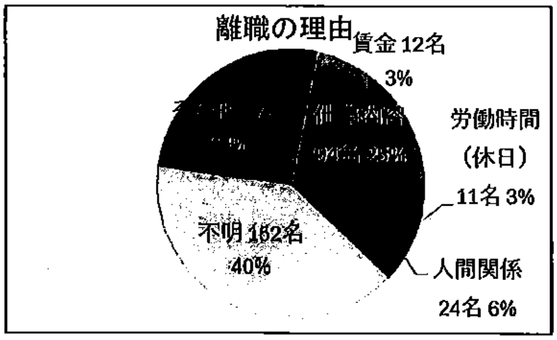

離職の理由「その他」

家業継承	23	健康上の理由	2
自己都合	14	公務員へ	2
家庭の事情	8	製造業へ	2
結　婚	5	通　勤	2
職種転換	5	死　亡	2
転　居	4	介護のため	1
独　立	4	仕事への熱意の低下	1
進学のため	3		

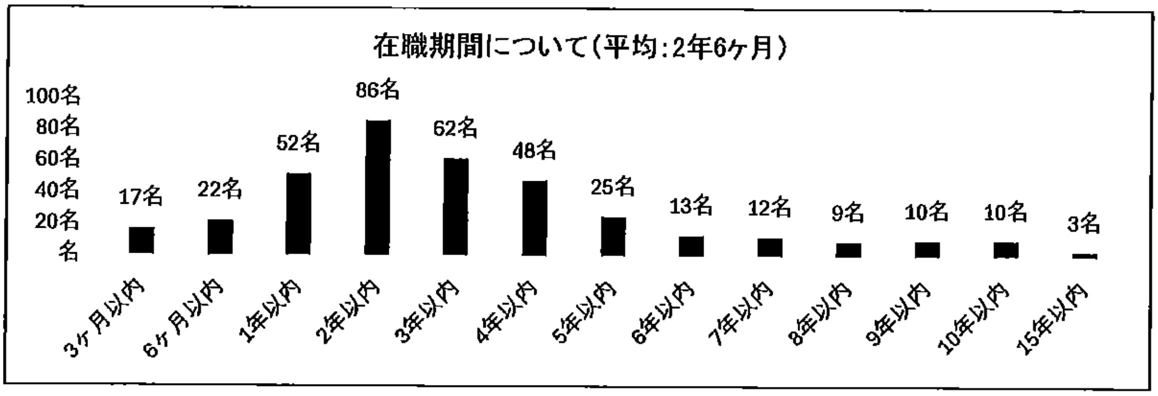

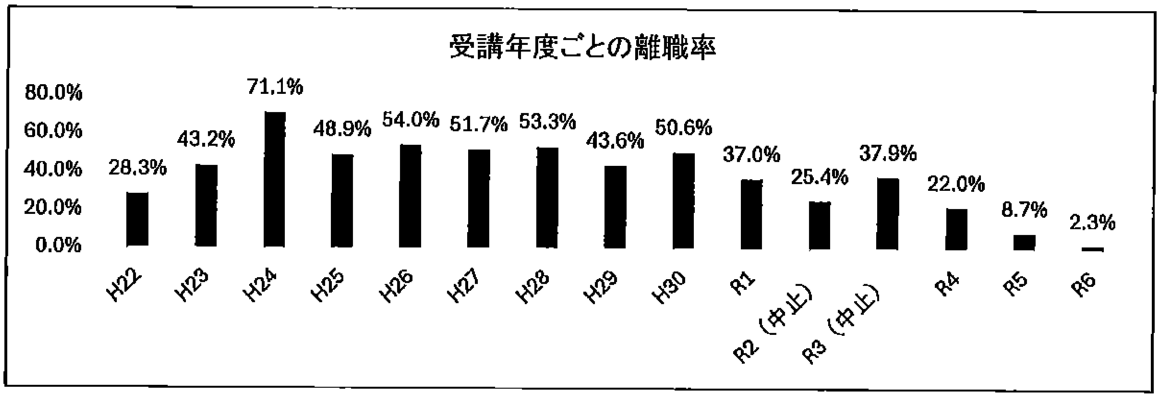

4.その他の意見

・離職の理由は仕事内容と人間関係が大部分を占めると思われますが、本当のところは本人にも確認はとっていませんので分かりません。

・平成時代は新入社員研修に出して、終わればすぐに現場へ出していましたが令和になってからはきちんと入社式を執り行い、ある程度の社内研修期間を設けて少しずつ段階を踏んで社会や仕事に慣れていくように会社でカリキュラムを組んで新人教育を行っています。その方が新入社員の会社に対する帰属意識が生まれる気がします。

・本人の向き不向き、相性、各条件など人それぞれで嫌な仕事を無理に続ける事は本人にとっても会社にとっても良いことではないと思います。

・早期退職(1～3年)の理由は「仕事内容のミスマッチ」「コミュニケーションの行き違い」が大きいかと思われます。 5年以上になると賃金や他にやってみたい仕事というのが理由になってくる傾向にあります。
・週休3日制で賃金の高い他県に企業に就職した。

資料No. 9

Strictly Confidential

燈 AKARI

建設業に特化したサービス群のアップデートについて

専務理事・事務局長等会議

2024年11月21日

自己紹介

燈株式会社 AI SaaS事業部

母袋 雄也 Motai Yuya

長野県上田市で育ち、2013年に東京大学院を卒業
修士論文のテーマは有機半導体の電子物性

新卒で三菱電機株式会社に入社。家電,映像を扱う事業部で事業計画,マーケティング,生産計画の立案を担う。

その後、研究者を支援するスタートアップを経て燈株式会社へ入社。燈株式会社では地方建設業DX推進を担当。

建設業向け見積・発注・請求書処理・経費精算の
電子化サービス「Digital Billder」、AI秘書サービス
「Hikari」の拡販に取り組み中。

目次 -Outline-

1. 前回からのアップデートについて
   ・デジタルビルダー 見積書,発注,経費精算
   ・建設業向けAI秘書サービス Hikari

2. 各種講演会へのご登壇について

基本情報

社名	燈株式会社
設立	2021年2月
代表者	野呂侑希
本社	東京都文京区小石川1-28-1 小石川桜ビル4階
従業員数	220名(2024年11月現在)
事業内容	企業のDX支援を目的とするソリューション提供およびAI SaaSの開発と提供

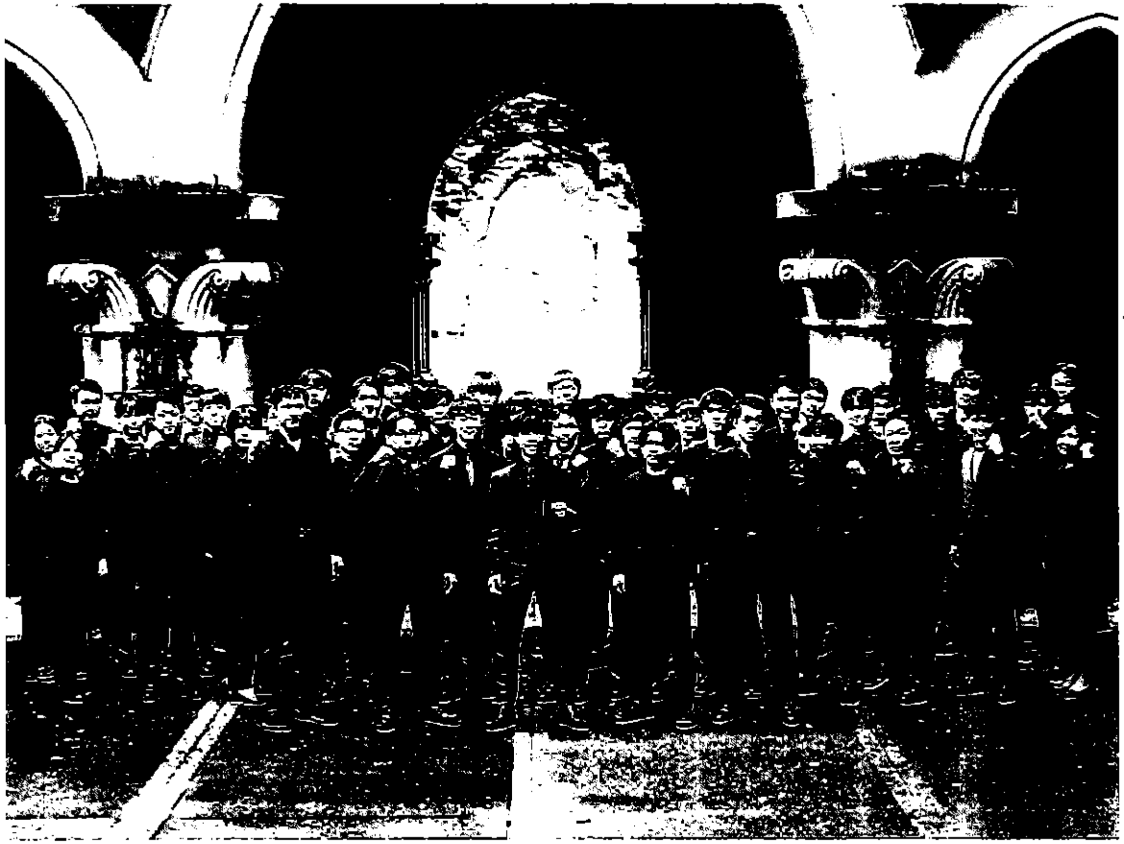

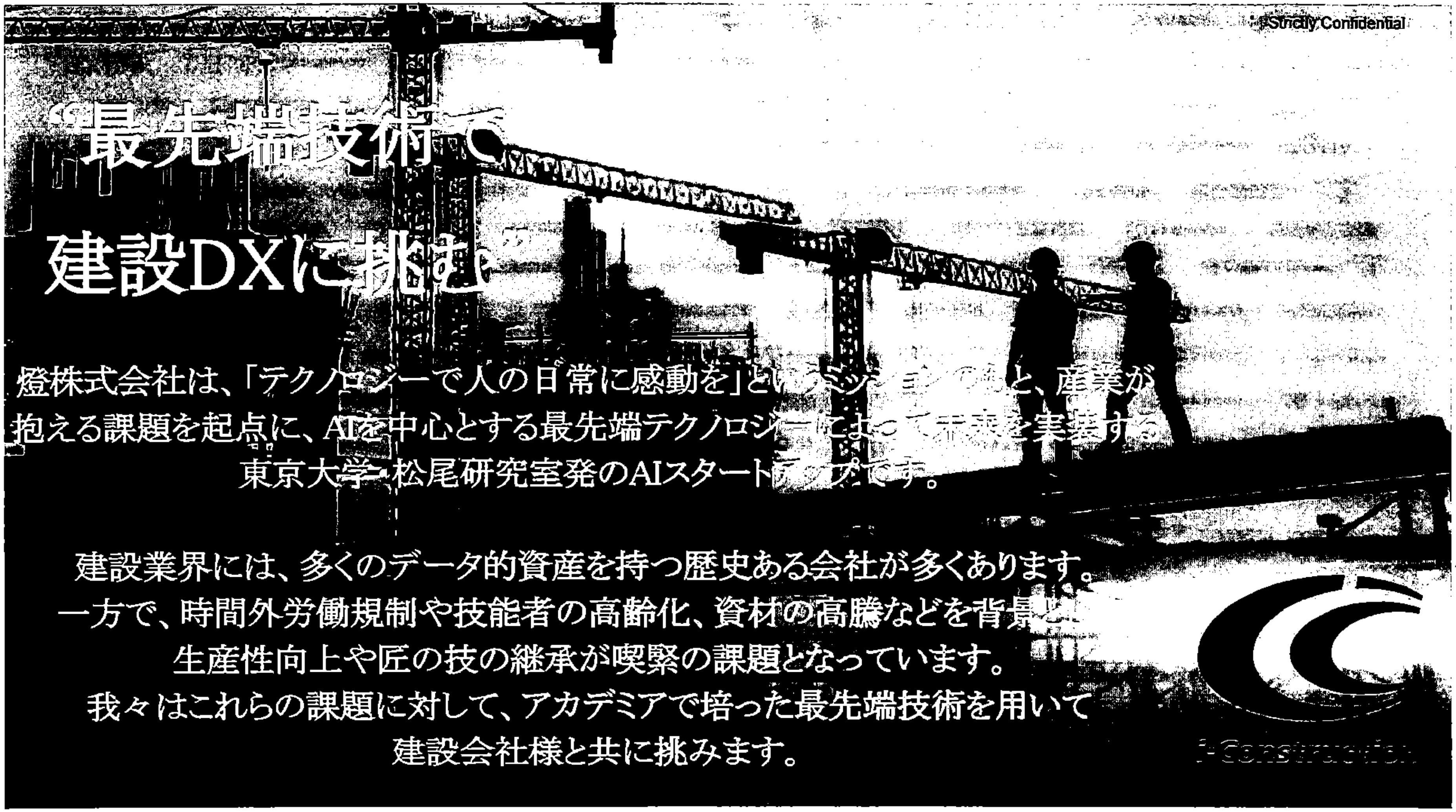
Strictly Confidential
"最先端技術で
建設DXに挑む"
燈株式会社は、「テクノロジーで人の日常に感動を」というミッションのもと、産業が
抱える課題を起点に、AIを中心とする最先端テクノロジーによって未来を実装する
東京大学・松尾研究室発のAIスタートアップです。
建設業界には、多くのデータ的資産を持つ歴史ある会社が多くあります。
一方で、時間外労働規制や技能者の高齢化、資材の高騰などを背景に
生産性向上や匠の技の継承が喫緊の課題となっています。
我々はこれらの課題に対して、アカデミアで培った最先端技術を用いて
建設会社様と共に挑みます。

主な契約企業（一部抜粋）

事業実績

Confidential

長谷工グループ / 戸田建設 / 鹿島 / TAISEI / 清水建設 / TAKENAKA / 大和ハウス工業 / 飯田グループホールディングス

東洋建設 / 大東建託 / 奥村組 / 西松建設 / 東亜建設工業 / 安藤ハザマ / 岩田地崎建設 / 髙松建設

ライト工業株式会社 / 木内建設株式会社 / 三機工業 / 東光電気工事株式会社 / 飛島建設 / 福田組 / DNC / 大日本土木株式会社 / 鉄建建設 / KONOIKE

NITTOC / OHMOTO / SHO-BOND / FUDOTETRA / 大成設備株式会社 / 錢高組 / SANWA

URATA / ANWA

NAGAKEN / MATSUMOTO

OBATA / SAKABE

ONODA CHEMICO

Mizusei / SERITA / NISSIN KOHOTO / MATSUSHITA

西田工業株式会社 / SHOWA / KINOSHITA

七番組

七番組 / Meiho Enterprise Co.,Ltd. / KAGATA

KYOEI GUMI / ARISAWA

KYOEI GUMI / SERITA / こぶし建設株式会社

Mizusei / MATSUSHITA / OBATA / ARISAWA

建設業の業務改善に特化したサービス群

建設業向け
請求書処理DXサービス
Digital Billder 請求書

建設業向け
経費精算処理DXサービス
Digital Billder 経費精算

建設業向け
発注処理DXサービス
Digital Billder 発注

建設業向け
見積書DXサービス
Digital Billder 見積書

建設業特化の業務支援AIチャット
AIコンストシェルジュ
「光/Hikari」

Digital Billder シリーズ

建設業界向け
管理業務 DX サービス

見積依頼、
見積書受領、
注文稟議、
注文書送付、
注文請書受領、
請求書処理、
経費精算、

全ての業務が
一気通貫したサービスで
効率化可能

講演会概要

「最先端技術で建設DXに挑む」を掲げ、全国46都道府県300社以上の建設会社様にDXサービスの提供を行う、東京大学松尾研究室発のAIスタートアップ企業「燈株式会社」は、地方建設業の
更なる発展を目指し、建設DX講演会を無料で各地で開催しております。

内容	地方建設業における現状のDXの事例
	地方建設業における数年後～数十年後の未来のDX展望
	燈株式会社が建設業DXに取り組む理由、会社のこれまでの軌跡やこれからの展望
参加者の皆様に与えられる効果	地方建設業におけるDXの事例を学ぶことができる
	日本の未来や地方建設業の未来が明るいことを実感し、希望が持てる
	東大生を中心とする若手が、志高く起業し、建設業DXに挑戦していることを知り、経営者としてモチベーションが高まる

過去講演事例(一部抜粋)

宮崎県建設業
ICT推進
コンソーシアム

青年会議所
岡山ブロック
建設クラブ

愛知県
東三土木研究
会

横浜市
建設業青年
会

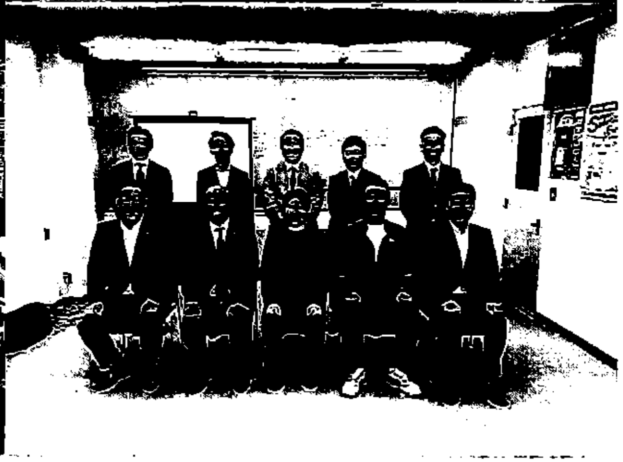

過去講演事例(一部抜粋)

群馬県建設業
協会管理
DXセミナー

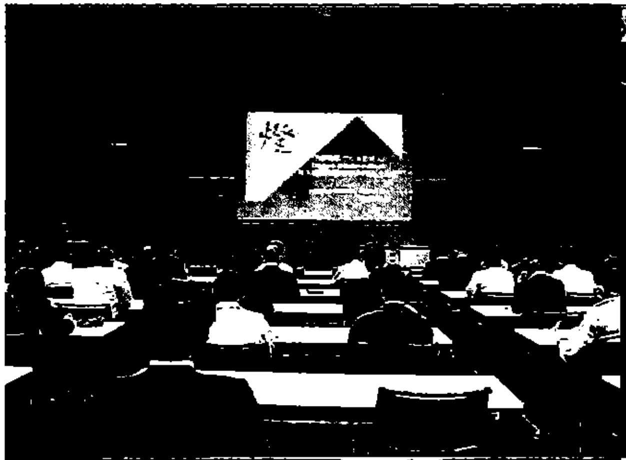

山形県建設業
協会青年部
連絡協議会
「会員勉強会」

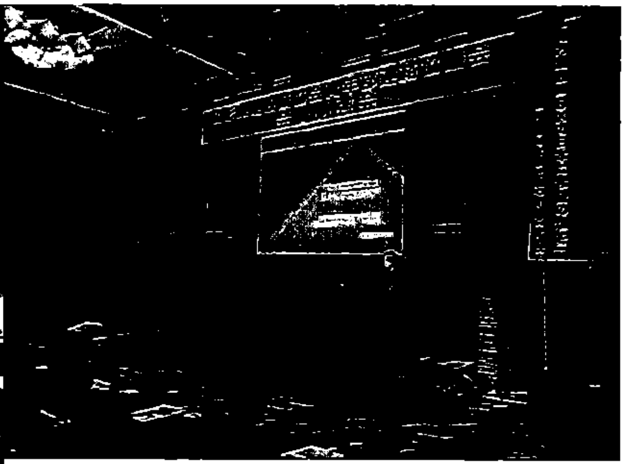

富山県建設業
協会青年部
新春講演会

加えて、

- 鳥取県建設業協会青年部
- 中部建設青年会議愛知県支部(2024年6月)
- 岩手建設業協会青年部連絡協議会(2024年6月)
- 静岡県若手建設経営者の会総会(2024年7月)

等がございます。

ウェビナー事例

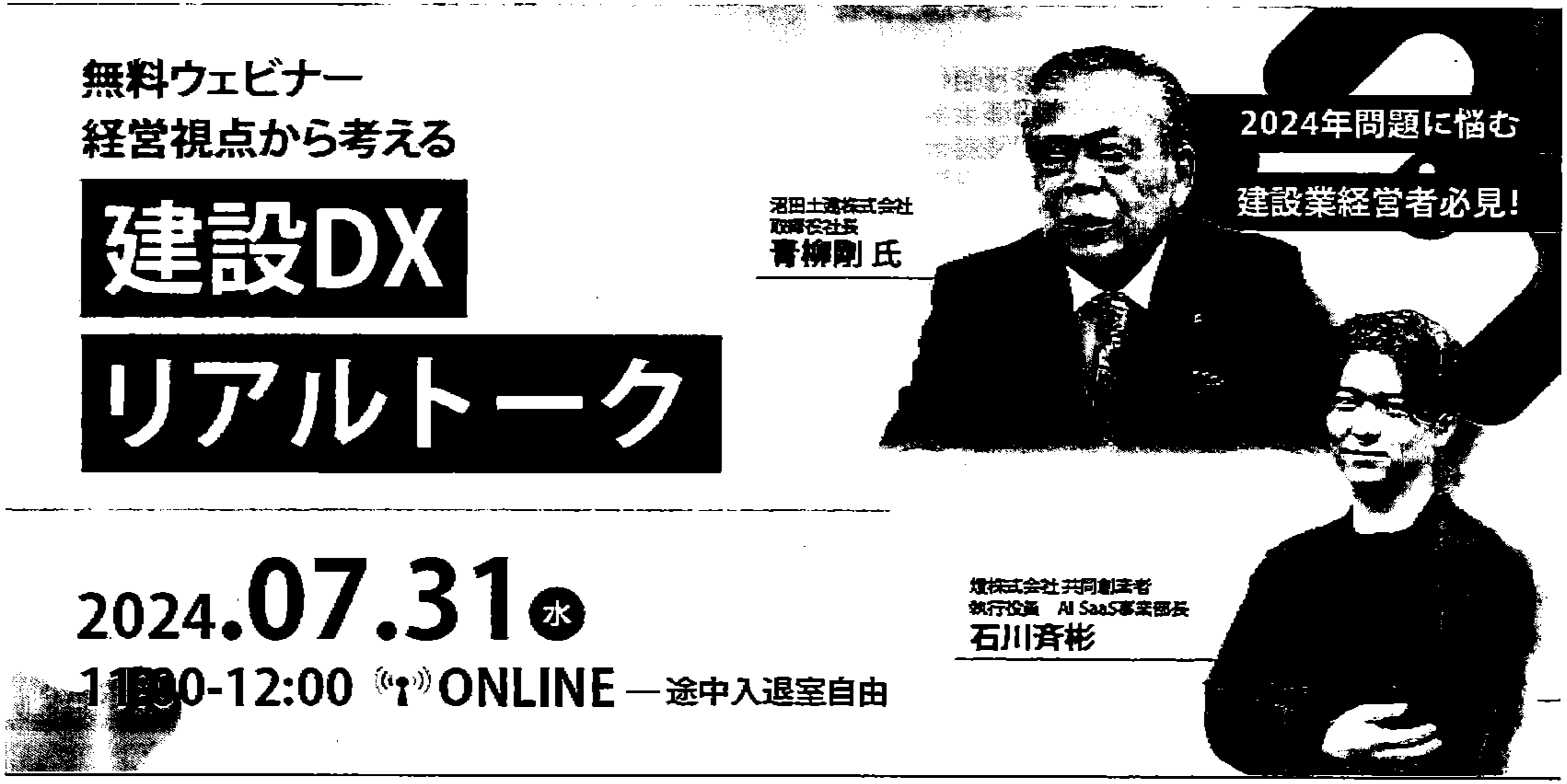

無料ウェビナー
経営視点から考える
建設DX
リアルトーク
2024年問題に悩む
建設業経営者必見！
沼田土建株式会社
取締役社長
青柳剛 氏
石川斉彬
2024.07.31 水
11:00-12:00 ONLINE — 途中入退室自由

過去講演メディア掲載(一部抜粋)

鹿児島建設新聞

斉彬氏が九州建設DXを推進
システム「デジタルビルダー」
へIスタートアップ企業

日刊建設新報

県建設業協会青年部令和6年新春講演会
地方建設業DXの理解深める

参加表明は9日まで

万円で鈴木工業・錦中興業JV

建設工業新聞

DXの必要性に理解深める
石川斉彬氏が講演

過去講演参加者感想(一部抜粋)

日本青年会議所 監事
株式会社月の輪建設工業 専務取締役
赤本淳様

「私が思う企業や社会のあり方は、考え抜くことよりも 行動しながら改善・改良を繰り返す ことが必要になってくると思っています。
その中で燈株式会社は社会問題解決を軸に
揺るがないビジョンとそれを支えるバックボーンと
ポテンシャルが日本全体のトップクラスであり、どの分野にも派生可能なまるで生命力が満ち溢れた生き物のようです。

担い手不足や働き方改革などの社会課題を解決するために燈株式会社が担う建設DXは、BIMはもちろんDigital Biliderなどによって地方建設業界の抜本的な底上げに必ずつながるコンテンツであり、そこに挑戦しない企業は今までのままか、縮小されることが間違いないです。

今後、個人的にも長くパートナーとしてお互い成長し、
もっともっと多くの方や企業とで横の連携を深めて、みんなで社会課題を解決していく未来を想像したいと思います。」

宮崎県建設業ICT推進コンソーシアム会長
旭建設 代表取締役
黒木繁人様

「『燈』の一番の驚きは、現役東大生が建設業界に興味を持っているということです。更に、燈のVISION にある
『日本を照らす 燈となる』この言葉には己の信ずることを
実行するぞという意志が感じられます。

年を取ってくると 自分の可能性とチャレンジに蓋をしてしまう ことが多くあることを私はよく知っています。『思考より行動』考えるが行動しない、出来ないではなく、考えも考えるが行動も素早い
『燈』の目指すものは理解しやすいです。

まだまだ、関係はスタートしたばかりです。 業界の担い手労働力や後継者不足、生産性向上、技能継承、技術DX、安全な現場など業界の問題・課題について連携をとりデータとテクノロジーで解決できること願うとともに未来を感じます。」

その他感想

これまで暗いと思っていた
日本や建設業の未来に
希望が持つことができた

建設業の未来に希望を
感じ、建設業の家に生まれ
たことに誇りを持てた

こんな若者が頑張って事業
をやっているのだから、
明日からもっと自分も頑張ろ
うという刺激になった

資料No. 10

会　員　異　動

令和６年１２月

１２月１９日現在　５０７社

≪代表者変更≫

支　部	会　社　名	変　更　前	変　更　後
長　野	株式会社 日　拓	山上　卓秀	塩入　広崇

≪会社組織変更≫

支　部	代表者名	変　更　前	変　更　後
諏　訪	遠藤　克彦	有限会社 遠藤建機	遠藤建機 株式会社

資料No. 11

★ 顧 問　△ 担当常任理事
◎ 会 長　◇ 特 任 理 事
○ 副 会 長　● 専 務 理 事
▲ 担当副会長　■ 常 務 理 事
※ 常 任 理 事　□ 監 事

12月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協会		関連	
16	月	△●	塩尻市前払金制度等要望 15:30(塩尻市役所)		
17	火	△●	上田市前払金制度等要望 13:30(上田市役所)		
18	水	▲	建設技術委員会建築小委員会 13:30(協会)		
19	木	◎○◇●■ ◎○※◇●■ ◎○◇●■	正副会長会議 9:30（協会） 常任理事会 10:30（協会） 地域を支える検討会議（全体会議）13:30(ﾎﾃﾙ信濃路)		
20	金	●	長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 15:00(県庁)		
21	土	◎▲◇●	信州建設フェア（東京交通会館）		
22	日				
23	月	◎▲△◇●■	けんざか茂範氏長野県訪問（東北信）	▲	リニア開業に向けたまちづくりに関する講演会、懇親会 16:00(シルクホテル)
24	火	▲△	けんざか茂範氏長野県訪問（中南信）		
25	水				
26	木			▲	技士会第4回役員会 13:30(協会)
27	金		仕事納め		
28	土				
29	日		(年末年始休暇)		(年末年始休暇)
30	月		(年末年始休暇)		(年末年始休暇)
31	火		(年末年始休暇)		(年末年始休暇)

★ 顧　問	△ 担当常任理事
◎ 会　長	◇ 特任 理事
○ 副会長	● 専務 理事
▲ 担当副会長	■ 常務 理事
※ 常任理事	□ 監　事

1月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	水		（元　日）		（元　日）
2	木		（年始休暇）		（年始休暇）
3	金		（年始休暇）		（年始休暇）
4	土				
5	日				
6	月	◎○◇●■	市内新年挨拶 13:00（県庁 他） 正副会長会議 15:30（協会）		
7	火	●	県立高校校長会工業部会 13:00（塩尻市）		
8	水				
9	木	◇■	飯田、下伊那中学校校長会への説明		
10	金			◎	全建協連新年挨拶10:00正副会長会議12:00（東京建設会館）
11	土				
12	日				
13	月				
14	火	▲●	第3回総務委員会 15:00（協会）		
15	水	▲■ △●	女性部会セミナー（青年部との意見交換）10:00（松筑建設会館） 中野市前払金制度等要望 15:30（中野市役所）		

★ 顧　　問	△ 担当常任理事		
◎ 会　　長	◇ 特任　理事		
○ 副 会 長	● 専務　理事		
▲ 担当副会長	■ 常務　理事		
※ 常任理事	□ 監　　事		

1月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協会		関連	
16	木	△●	千曲市前払金制度等要望 11:00(千曲市役所)		
17	金	◎○◇●■	入札制度研究会との意見交換会 17:00(国際21 葵)		
18	土				
19	日				
20	月	◎○◇●■ ◎○※◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 9:30 (ﾎﾃﾙ国際21 葵) 常任理事会 10:30 (ﾎﾃﾙ国際21　藤1/2) 長野県関係部局長との意見交換会 13:30 (ﾎﾃﾙ国際21 芙蓉)		
21	火	▲	長野県建築関係との意見交換会 13:30(ﾎﾃﾙ信濃路)		
22	水	◎★●■	信濃会新年総会 17:00 (国際21)		誰もが働きやすい現場環境づくりに向けた現場点検 10:00(飯田)
23	木				
24	金	◎○◇●■	中部地整新年あいさつ		
25	土				
26	日				
27	月				
28	火	△●	茅野市前払金制度等要望 13:00(茅野市役所)	◎	全国建産連協議員会14:00
29	水	◎○◇●■	長野県建設部と青年部会の意見交換会 14:00 (国際21 藤)		
30	木				
31	金				

★ 顧　問
◎ 会　長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監　事

2月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協会		関連	
1	土				
2	日				
3	月	◎●	第４回長野県契約審議会 pm(長野市生涯学習センター)		
4	火	◎○◇●■	長野県建設部との意見交換会 15:00(協会)		
5	水	◎○◇●■ ◎○◇●■	正副会長会議 13:30 (協会) 東日本建設業保証栗田社長あいさつ16:00(協会)		
6	木	▲●	長野県ＩＣＴ経営者セミナー 13:30(長野市生涯学習センター)		
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				

★ 顧　問	△ 担当常任理事	◎ 会　長	◇ 特任理事
○ 副会長	● 専務理事	▲ 担当副会長	■ 常務理事
※ 常任理事	□ 監　事		

2月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協会		関連	
16	日				
17	月	◎▲●	建設業4団体と関東地整・都県政令市との意見交換会 14:00(関東地方整備局)		
18	火				
19	水				
20	木	●	関ブロ事務会議(～21日)(茨城県)		
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木	◎○◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 9:30 (協会) 常任理事会 10:30 (協会)	◎▲◇●■	建産連建設生産システム合理化推進協議会 13:30(協会)
28	金				建災防全国支部事務局長会議 13:30

★ 顧　　問　　△ 担当常任理事
◎ 会　　長　　◇ 特任理事
○ 副会長　　● 専務理事
▲ 担当副会長　　■ 常務理事
※ 常任理事　　□ 監　　事

3月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	土				
2	日				
3	月				
4	火	◎○◇●■ ◎○◇●■	正副会長会議 10:00（協会） 建設労連との懇談会 13:00（協会）		
5	水				
6	木				
7	金				
8	土		下期 建設業経理士検定試験準備（松筑建設会館、松本安全衛生センター、JA長野県ビル）		
9	日		下期 建設業経理士検定試験（松筑建設会館、松本安全衛生センター、JA長野県ビル）		
10	月				
11	火			◎	全建協議員会 13:20(経団連会館)
12	水			◎	全国建災防理事会 13:40(経団連会館)
13	木			◎	全建協連正副会長会議 12:00（東京建設会館）
14	金				
15	土				

★ 顧　問	△ 担当常任理事		
◎ 会　長	◇ 特任 理事		
○ 副 会 長	● 専務 理事		
▲ 担当副会長	■ 常務 理事		
※ 常任理事	□ 監　事		

3月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	日				
17	月			◎	全国建産連生産ｼｽﾃﾑ委員会 15:30（虎ノ門MTビル
18	火				
19	水			● ●	全建 地域CCUS推進委員会 10:30(鉄鋼会館) 全建 全国専務理事・事務局長会議 13:30(鉄鋼会館)
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水	◎○◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 10:30（協会） 常任理事会 13:30（協会）		
27	木				
28	金				
29	土				
30	日				
31	月				

★ 顧　　問　　　△ 担当常任理事
◎ 会　　長　　　◇ 特 任 理 事
○ 副 会 長　　　● 専 務 理 事
▲ 担当副会長　　■ 常 務 理 事
※ 常 任 理 事　　□ 監　　　事

４月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協会		関連	
1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月				
8	火	◎○◇●■ ◎○◇●■	新年度あいさつ 12:00（協会）13:00（県庁） 正副会長会議 15:30（協会）	◎▲◇●■ ◎▲	建産連、県産連政治連盟 監査 10:00 正副会長会議 11:00（長建ビル） 労災互助会理事会 11:30(ﾎﾃﾙｸﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾙ市ケ谷)
9	水				
10	木				
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				

★ 顧　　問　　△ 担当常任理事
◎ 会　　長　　◇ 特任理事
○ 副会長　　● 専務理事
▲ 担当副会長　　■ 常務理事
※ 常任理事　　□ 監　　事

４月行事予定表

12月19日現在

日	曜日	協会		関連	
16	水				
17	木	◎○◇●■ ◎○※□◇●■ ◎□●■	正副会長会議 10:30（協会） 常任理事会 13:30（協会） 決算監査 15:00（協会）		
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水	◎○◇●■ ◎○※□◇●■	正副会長会議 10:00（ﾎﾃﾙ国際21 葵） 理事会 11:00（ﾎﾃﾙ国際21 弥生）	◎○※□●■	事協理事会 13:00（ﾎﾃﾙ国際21 弥生）
24	木			◎	全建協連正副会長会議 11:30 理事会 12:30（鉄鋼会館）
25	金				
26	土				
27	日				
28	月				
29	火		昭和の日		
30	水				

令和6年12月4日現在

長野県建設業協会

令和7年4月以降の主な日程

・4月17日（木）

10:00～　正副会長会議（長建ビル）

13:30～　常任理事会（長建ビル）

15:00～　決算監査（長建ビル）

・4月23日（水）

10:00～　正副会長会議（ホテル国際21）

11:00～　理事会（ホテル国際21）

13:00～　事業協同組合連合会理事会（ホテル国際21）

・5月26日（月）

13:00～　長野県建設業協会通常総会（ホテル国際21）

・5月30日（金）

10:30～　長野県火薬類保安協会理事会、総会（ホテル国際21）

13:00～　事業協同組合連合会総会（ホテル国際21）

14:00～　建災防代議員会（ホテル国際21）

・11月27日（木）

9:30～　正副会長会議（ホテル国際21）

10:30～　常任理事会（ホテル国際21）

13:00～　理事会（ホテル国際21）

14:00～　建災防安全大会（ホテル国際21）